

BIZEN HINASE SHINKIN BANK DISCLOSURE 2021

備前日生信用金庫ディスクロージャー

CONTENTS

備前日生信用金庫の概要	1
ごあいさつ	2
備前日生信用金庫と地域社会	3
備前日生信用金庫について	4
決算の概況	5～6
SDGsについて	7～8
職員インタビュー	9～10
YouTubeのごはんやさん紹介	11～12
地域応援活動	13
トピックス	14
組織・主要な事業の内容	15
備前日生信用金庫の沿革	16
商品・サービスのご案内	17～18
手数料のご案内	19～20
総代会制度	21～22
リスク管理態勢	23
経営改善支援及び地域活性化のための取組み	24
各種方針等	25～26
お客さまへのお知らせ	27～28
信金中央金庫のご紹介	29
資料編	30～48

シンボルマークについて



6本のラインは備前日生信用金庫の主要なエリアとなる6つの地域『備前市・瀬戸内市・和気町・赤磐市・岡山市・赤穂市』を表し、6本のラインを手のひらに見立て、がっちりと組み合わさっている様子は、備前日生信用金庫が6つの地域や行政、お客さまの架け橋となり、地域の持続的な発展に尽力するという強い決意を表現しています。

また、グリーンは『豊かな大地』、ブルーは『美しい海』を表現しています。

備前日生信用金庫の概要

(令和3年3月31日現在)

名 称	備前日生信用金庫	本店所在地	岡山県備前市伊部1660番地の7
設 立	昭和45年10月1日	電話番号	0869-64-4111 (代)
代表者	松本 洋一 (※)	営業地区	岡山県全域、 兵庫県赤穂市、相生市、赤穂郡上郡町
出資金	793百万円	常勤役職員	226名
会員数	16,069名	店舗数 (店外ATM数)	17店舗 (7台)

(※) 令和3年6月22日理事長に就任

ごあいさつ



皆様には、平素より備前日生信用金庫をご愛顧いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、本年6月22日開催の通常総代会ならびに理事会におきまして、理事長に選任され就任いたしました。

当地域の皆さまの繁栄と発展のために、鋭意努力いたす所存でございますので、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ここに第51期（令和2年度）の業務状況を取りまとめましたので、ご高覧いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、人の移動や企業活動が制限され、当金庫営業エリアにおいても、深刻な打撃を受けました。

新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立が進む中で、個人消費や輸出を中心に持ち直しの動きも見られたものの、感染再拡大から終息時期の見通しがたらず、先行きの不透明感が続いております。

このような状況下、当金庫の令和2年度決算は、預金は、各種給付金の入金等により前期比58億32百万円増加し、232,777百万円となりました。

貸出金は、新型コロナウイルス関連融資に積極的に取組んだものの、地公体向け融資の減少や政策的に金融機関貸出を減少させたことにより、前期比47億13百万円減少し99,356百万円となりました。

経常収益は、令和2年2月に合併したことから、初めて合併後金庫の通期決算となり、前期比1,265百万円増加し、3,739百万円の計上となりました。

一方、経常費用も前期比927百万円増加し、3,131百万円の計上となりました。

この結果、経常利益は前期比338百万円増加の607百万円の計上となり、当期純利益も前期比143百万円増加し249百万円となりました。



なお、自己資本比率は、優先出資2億円を消却するとともに、比率算定上の分母であるリスクアセット額の増加等から前期比0.19ポイント低下の9.60%となりました。

令和3年度も当金庫を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況ではありますが、「信頼」「約束」「絆」の経営理念のもと、地域金融機関として、地域企業や住民の皆様の課題解決に役職員一丸となって取組んでまいりますので、今後とも、なお一層のご愛顧ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長

松本 洋一

備前日生信用金庫と地域社会

備前日生信用金庫と会員のお客さま

当金庫は岡山県備前市・和気町・赤磐市・瀬戸内市・岡山市・兵庫県赤穂市を含む5市1町の地域を営業地区とし、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、地域社会への貢献も重要な使命と認識し、社会貢献を通じて地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



お客さま・会員

当金庫の営業地区内にお住まいの方・お勤めの方は、会員になることができます。

会員数 **16,069**人

出資金 **793**百万円

出資金
預金積金



備前日生信用金庫

支援サービス
貸出金

常勤役職員数 **226**人

店舗数 **17**店舗

店外ATM **7**台

預金積金

232,777百万円

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、各種預金商品を取り揃えております。詳しくは取扱商品17ページに掲載しております。

貸出金

99,356百万円

地域経済の繁栄のために、お客さまからお預かりした大切なご預金は、円滑かつ安定的に資金供給を行うことで、お客さまや地域社会に還元しております。詳しい商品は17ページに掲載しております。

資金の運用状況

お客さまからお預かりした大切なご預金は、地元の中小企業や個人のお客さまへのご融資ほか有価証券等による運用を行っております。

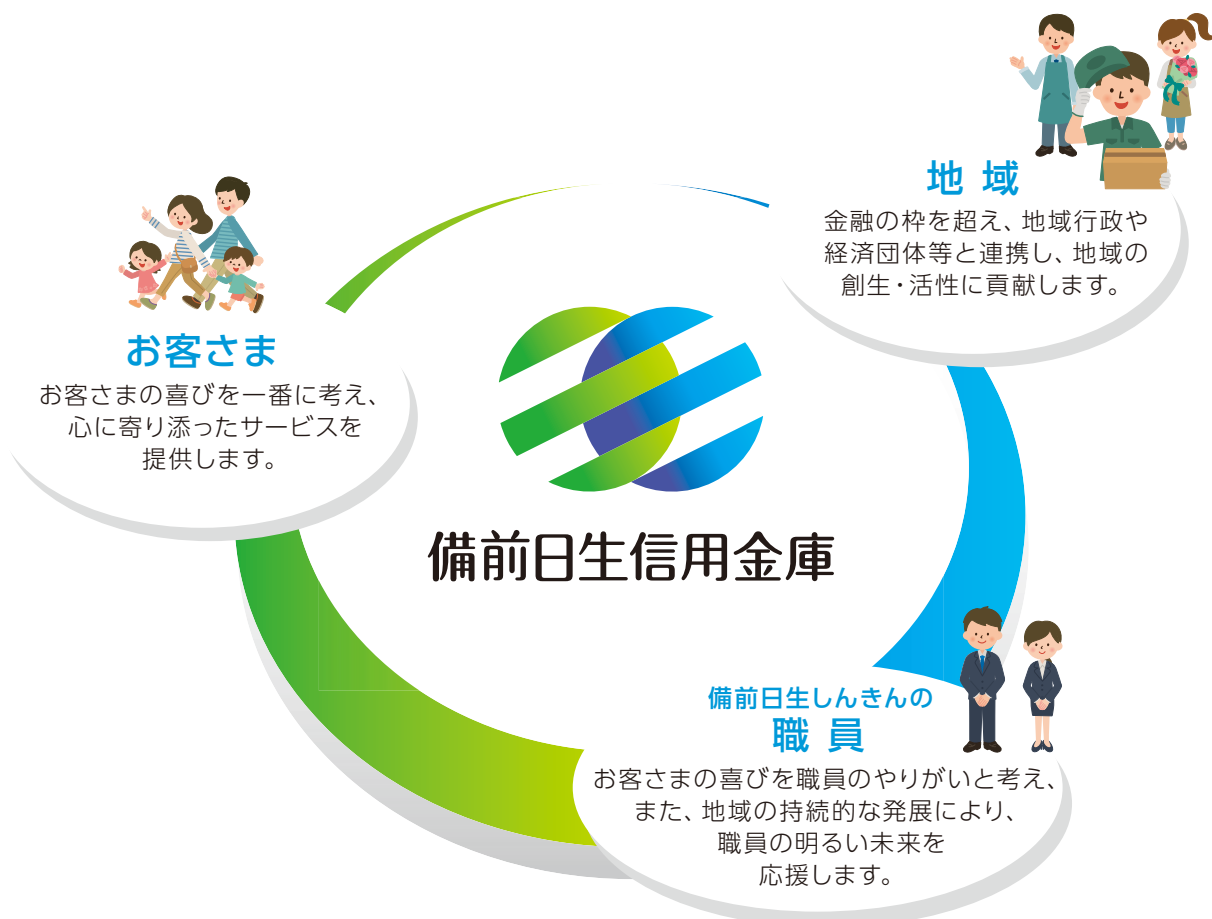
各種サービスの提供

地元の中小企業や個人のお客さまへは幅広いサービスの提供をしており、皆さまの発展と繁栄のお手伝いをさせていただいております。詳しくは18ページに掲載しております。

備前日生信用金庫について

備前日生信用金庫の責任

備前日生信用金庫は、備前市を中心とした5市1町において円滑な金融を担い、地域との信頼関係を築き、地域の活性化に貢献していくことで、地域金融機関として役割を果たして参ります。



経営理念

「信頼」
私たちは地域に「信頼」され愛される金庫を目指し、郷土の繁栄と社会への貢献に誠心誠意奉仕します。

「約束」
私たちは法令を守り礼節を重んじるとともに、地域に寄り添いながら健全な経営を行うことを「約束」します。

「絆」
私たちは出会った縁を大切に、「絆」を深めることにより、地域と職員の明るい未来を応援します。

経営理念

経営基本方針

- 1 顧客のニーズに真に応えられる体制の構築
- 2 安定した収益の確保による経営基盤の拡充
- 3 個々の能力が発揮できる人材の育成と活用
- 4 経営陣のガバナンス発揮による内部管理態勢の強化
- 5 コンプライアンスの徹底

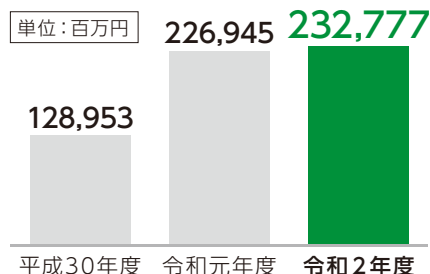
決算の概況

預金について

預金積金残高

232,777 百万円

預金積金残高は、各種給付金の入金等により前期比58億32百万円増加し、232,777百万円となりました。

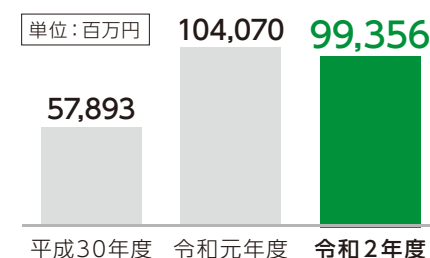


貸出金について

貸出金

99,356 百万円

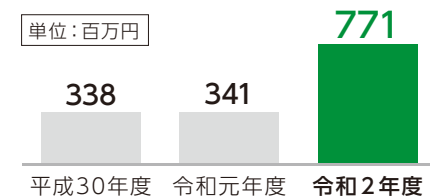
貸出金は、新型コロナウイルス関連融資に積極的に取組んだものの、地公体向け融資の減少や政策的に金融機関貸出を減少させたことにより、前期比47億13百万円減少し99,356百万円となりました。



収益の状況

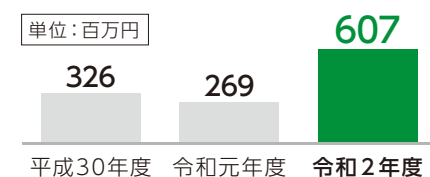
コア業務純益

771 百万円



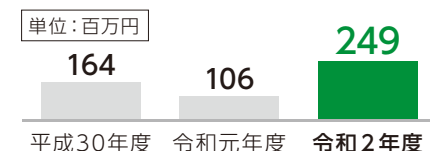
経常利益

607 百万円



当期純利益

249 百万円



令和2年度の収益の状況におきましては、合併効果による経費削減等により、本業の収益力を示すコア業務純益は771百万円、経常利益は607百万円となりました。

当期純利益は、固定資産の減損損失153百万円の発生等もありましたが249百万円となりました。

※コア業務純益とは、貸出金や有価証券等の受入利息や手数料などの収益から、預金等の支払利息や支払手数料、経費などを差し引いた「業務純益」から、一般貸倒引当金及び国債等債券の損益を控除したもので、金融機関本来の事業活動による利益を表しております。

※平成30年度は旧備前信用金庫、令和元年度以降は備前日生信用金庫の計数となっております。

自己資本の状況

自己資本額

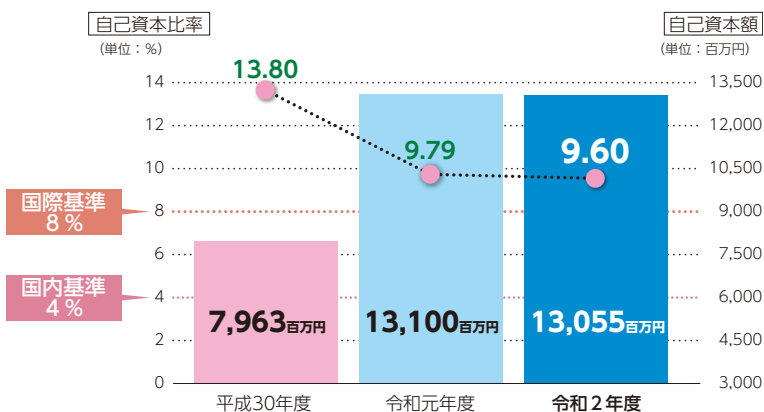
13,055 百万円

自己資本比率

9.60 %

経営の健全性を示す自己資本比率は、前期比0.19ポイント低下の9.60%となりましたが、国内基準の4%を上回る水準を確保しております。

〈自己資本額及び自己資本比率の推移〉



$$\text{自己資本比率 } 9.60\% = \frac{\text{自己資本額 } 13,055 \text{ 百万円}}{\text{リスク・アセット等計 } 135,975 \text{ 百万円}} \times 100$$

不良債権の状況

不良債権額

6,824 百万円

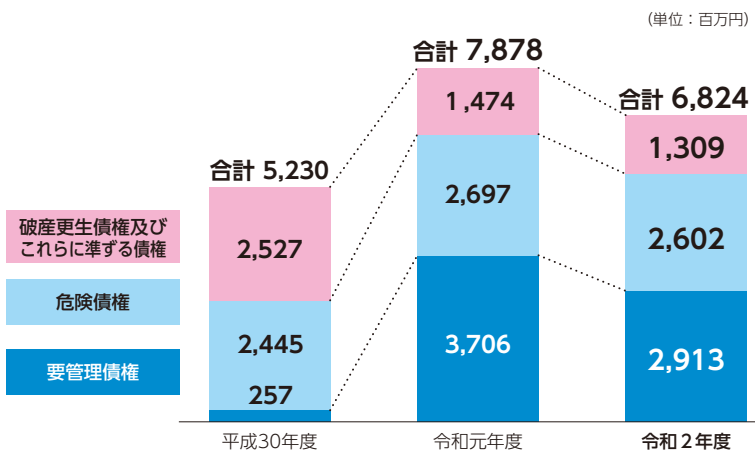
不良債権比率

6.84 %

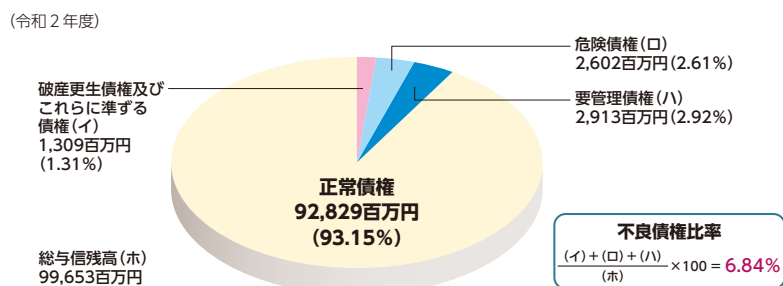
不良債権額は前期比10億54百万円減少の68億24百万円となりました。

不良債権比率は、前期比0.70ポイント低下の6.84%となりました。

〈金融再生法に基づく不良債権額の推移〉



〈金融再生法に基づく総与信残高に占める不良債権の割合〉



※平成30年度は旧備前信用金庫、令和元年度以降は備前日生信用金庫の計数となっております。

SDGsについて



備前日生信用金庫は、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」の趣旨に賛同し、より一層地域・お客さまの持続的な発展や地域の課題解決に貢献することを目指し「備前日生信用金庫 SDGs 宣言」を制定しました。当金庫は、今後も経営理念である「信頼・約束・絆」を活動の根源に据え、地域・お客さまの課題解決に積極的に取り組むと共に、地域の持続的な発展に努めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



年金相談会の実施



年金相談会を各営業店にて定期的を開催し、お客さまの年金に関するご相談や疑問に個別にお応えしております。年金相談会のお知らせは店頭に掲示しておりますので、お気軽にご参加ください。また、随時電話での年金相談も承っておりますので、こちらをご利用ください。（年金相談窓口：0869-64-4170 ※受付時間は午前9時から午後5時まで、土・日・祝日、12月31日から1月3日を除きます。）

地域清掃活動の実施

毎年6月15日の「信用金庫の日」に、各営業店周辺の清掃活動を行っています。また、伊里支店、三石支店、片上支店の職員は、「ボランティアロード・ユースーサービス備前」の清掃活動に参加し、2ヵ月に1回、国道2号線沿いの清掃活動を行っています。

今後も地域の清掃活動にも積極的に参加していきます。



地元活性化をめざしファンド設立

一般社団法人民間都市開発推進機構と共同で、瀬戸内市の活性化を支援するファンド「備前日生しんきんまちづくりファンド」を設立しました。

空き家を飲食店や施設再生する事業者に投資し、観光をはじめとした産業の創出をめざしています。



校外学習の実施

地元の小学校2年生に本店営業部に来店していただき、「お金の3つの役割」や「金融機関が担う役割」等について、一緒に学習しました。



職員インタビュー

本店営業部（渉外担当）

石原 純平



事業先での提案セールスや、個人のお客さまへのカーローンや住宅ローン等の提案、保険商品や投資信託などお客さまのニーズに合った商品の提供を心掛けています。

好きな言葉

「go for it」 頑張ります !!

営業統括部（営業推進課）

頓宮 夕貴



預かり資産業務の他、今までの営業店での窓口・渉外担当の経験を活かし、営業店からの問い合わせ等の対応を行なっています。

好きな言葉

「変わることを恐れるな」

牛窓支店（渉外担当）

川合 凌



お客さまとの会話の中で、それぞれのライフステージに合った提案を心掛け、お客さまに必要とされる渉外担当者を目指します。

好きな言葉

「継続は力なり」

SDGsについて学ぶ中で感じたこと。

渡邊：SDGsって毎日メディアで耳にするようになりましたね。『持続可能な開発目標』という意味も学ぶことで初めて知りました。未来の世代のことを想い、地球規模の問題と一人ひとりの問題を解決することはもちろんのこと、持続させることがなにより大切だと思いました。

稲山：初めはSDGsって難しそうだなと感じました。色々と学んでいくうちに17のゴール、169のターゲットから構成されており、それぞれの色にも意味があることを知りました。日常生活において、再生紙の利用やコピーの量を減らし資源を守ることなど、誰でもすぐに出来ることも多くあり、日頃から意識して行動しようと思いました。

川合：当庫で言えば、いま書類の電子化で紙の削減に繋がっていますよね！SDGsを他人事だとは思わず「自分ごと」と捉え、それぞれの活動や生活の中に浸透させていくことが大切ですね。

横山：実際に取り組むにあたって、何をどうすればいいのかイメージが湧きませんでした。しかし、地域の方々が住み続けられる街づくりにするにはどうしたらいいのか、働きやすい職場環境にするにはどうしたらいいのかなど、具体的に考えることによって少しずつイメージが湧いてきました。事業所を訪問した際にSDGsへの取り組みについての話が出ることも増えてきて、お客さまとの関係づくりにも貢献していると思います。

石原：日常生活においても少し意識をするだけで実践していける気がしました。将来どのようにありたいかを考え、そうなるためには何をすれば良いかを考えるようになり、プライベートにおいても、仕事上においてもとても大切だと思いました。

頓宮：私はSDGsについて学んで、「なにをするのか？」と行動を考え実行するだけでなく、「なぜするのか？」とその理由を考えることが必要であると思いました。よく理解し取り組んでいくことが大切ですね！

普段からどのようなエコ活動に取り組んでいますか。

稲山：私は普段からエコバックやマイボトルを持参しています。

頓宮：私もエコバックの持参や、少しでもエコに繋がればとお店でプラスチックのスプーンやストローはなるべく断るようになりました。

川合：私もエコバック持参するようにしています。あと暑がりだけど、クーラーをつけずに、扇風機で頑張っています！

一同：(笑)

渡邊：SDGsを通して環境問題を意識するようになり、クーラーの温度を気にすることはもちろん、電気をこまめに消したり、節水に対しても意識するようになりました。

桜が丘支店（内勤担当）

渡邊 愛美



来店してくださるお客さまに「来店して良かった」と安心していただける窓口対応に努めています。

好きな言葉

「自分にしか咲かせられない花を美しく咲かせよう」

長船支店（渉外担当）

横山 雄也



渉外係として信用金庫の強みであるface to faceを大切に、自分の知識や提案力を高め、お客さまに信頼していただける職員になりたいと思っています。

好きな言葉

「地域のために」をモットーにしています」

片上支店（内勤担当）

稲山 優衣



テラー係として笑顔と明るい挨拶でお迎えし、お客さま一人ひとりに合わせた対応を心掛けています。

好きな言葉

「何とかなる」何事にも前向きに取り組むよう頑張ります。

SDGsの目標達成期限である2030年にどのような金庫になっているべきでしょうか。

石原：当庫の経営理念通りになるかもしれないけど、2030年も「地域に信頼され愛される金庫」にしていきたいなあ。些細なことでも相談していただいて「頼りになるなあ」と言っていただけるように今日も頑張っているよ。

渡邊：私も今よりもっと地元の方に信頼され愛される金庫にしていきたいですね。

稲山：SDGsの意味も含めて、現在金庫で行っているペーパーレス化をより推進して、資源を大切にする金庫にしていきたいです。

川合：2030年は新金庫になって10年目となり、職員みんながSDGsをはじめ、色々なことにチャレンジし活気溢れる金庫にしたいです。

頓宮：働きやすさで言えば、今まではこうだったという固定観念にとらわれることなく、立場や役職に関係なく、みんなが時代に沿った考えや行動をすることにより、

さまざまな意見を認め合い互いに尊重しあえる職場にしていきたいです。そうすることによって地域やお客さまに必要とされる信用金庫になれるのではないかと思います。

横山：新型コロナウイルス感染拡大の影響によって訪問活動が制限され、改めて「face to face」の大切さを感じました。今後はインターネットを利用したサービス等も増えてくると思いますが、2030年になっても「face to face」を大切にする地域金融機関であって欲しいです。



YouTubeのごはんやさん紹介



YouTubeチャンネル

備前日生信用金庫の公式YouTubeチャンネル「[地域応援プロジェクト](#)」を令和3年3月開設しました。

動画では当金庫職員が、地域の方々とふれあい、魅力あふれる情報を発信しております。「[地域応援プロジェクト](#)」は現在第5弾まで配信中。

今後もさまざまなシリーズを展開予定ですので、ご期待ください。



<配信画像>



チャンネルはこちらから

備前日生信用金庫 YouTube公式チャンネル
備前日生信用金庫 地域応援プロジェクト

QRコードを読み取ってアクセス！

備前日生信用金庫 YouTube

検索



<現在配信中の動画>

予告編

地域応援プロジェクト
予告編



第1弾

地域応援プロジェクト
てれやカフェ・お食事処あさひ編



第2弾

地域応援プロジェクト
佑佐喜屋・よしのや編



第3弾

地域応援プロジェクト
大阪屋食堂・鹿久居荘 赤穂店編



第4弾

地域応援プロジェクト
割烹新まつや・旅館つり幸編



第5弾

地域応援プロジェクト
和風レストラン 豊かわ本店・岡山日生 料理旅館 美晴編



地域商品券「おつきあい」による地域応援

地域活性化のために少しでもお役にたきたいとの思いから、地域と連携した地域貢献ポイント「おつきあい」を導入しています。

ポイントはお取引内容に応じて付与し、一定の基準以上のポイントが貯まったお客さまに、当金庫が発行する地域商品券「おつきあい」をプレゼントするサービスです。

地元加盟店（約300店舗）でご利用いただけます。

※令和2年度の配付実績：2,112枚

※地元加盟店は金庫ホームページでも確認できます。



紹介させていただいたお客さまからひと言 !!



お食事処あさひ（邑久支店お取引先）

▶備前日生信用金庫の印象は？

昔からお取引をされていて安心感があり地域のみなさまに寄り添ってくれる信金さんです。

▶YouTubeの撮影に参加した感想は？

撮影依頼があった時には不安がありましたが、撮影中はアットホームで自然な雰囲気で撮れたのでよかったです。お客さまからも「YouTube見たよ！」と言っていただき、参加してよかったです。

▶お店のアピールポイントは？

お客さまに寄り添った接客を心掛けています。店内は完全個室で掘りごたつ・テーブルの部屋を両方完備していますので、安心しておくつろぎいただけます。生花を飾っていますので、食べるだけではなく目で見て楽しめる空間となっています。

【渉外担当者：木下】



割烹旅館鹿久居荘（赤穂支店お取引先）

▶備前日生信用金庫の印象は？

堅苦しさがなく、とても明るくて会話も和みやすいので、何事も気軽に相談しやすいです。

▶YouTubeの撮影に参加した感想は？

いまインターネットが主流の時代であり、コロナ禍でもあるので、YouTubeで紹介していただき感謝しています。

以前からHPやInstagram等には取組んでいましたが、YouTubeはやっていませんでした。お客さま目線で作っていただいているので鹿久居荘の良さがよく出ていると思います。

▶お店のアピールポイントは？

新鮮な海の幸をリーズナブルに提供して、喜んでいただけるよう日々頑張っています。

【渉外担当者：松下】



豊かわ本店（和気支店お取引先）

▶備前日生信用金庫の印象は？

地域密着が徹底されていて、職員さんが気軽に声をかけられます。いつも何かと気にかけていただいているので、本当にありがたいです。

▶YouTubeの撮影に参加した感想は？

百点です。とても満足してます。うちだけでなく支店長さんが和気駅で登場していたので面白かったです！撮影も信金の職員やお子さまが楽しそうにして食べてくれて嬉しかったです。来店されるお客さまにもっとこのYouTubeを広めていきたいです。

▶お店のアピールポイントは？

コンセプトは、「くつろぎの空間。やすらぎの場所です。」家族でもグループでもみんなが来やすい、どの料理を頼んでも美味しいと言っていただけのお店作りを心掛けています。

【渉外担当者：山中】

地域応援活動

地元飲食店応援

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、当金庫では地元飲食店を応援する取り組みを行っています。

令和2年6月より毎週金曜日にお取引先飲食店にお弁当を注文しています。この取り組みは職員にも大変好評で、今後も継続していきます。



トピックス

令和2年度の歩み

令和2年

- 4月 1日 新入職員入庫式
- 6月 15日 信用金庫の日
- 22日 第50期通常総代会開催
- 8月 28日 年金勉強会の実施
- 10月 3日 関谷学校創学350年記念式典への参加
- 19日 邑久支店・邑久中央支店統合
- 11月 16日 伊里支店・伊里中央支店統合
長船支店・長船中央支店統合
- 18日 総代懇談会（19日・25日開催）
- 19日 地元小学校校外学習

令和3年

- 1月 4日 新年互礼会
- 27日 法人営業渉外担当者研修の実施
- 2月 8日 和気支店・和気中央支店統合
片上支店・片上中央支店統合
- 10日 三井住友海上火災保険株式会社とのSDGs包括連携協定調印式
- 15日 東備地区内4市町寄附金贈呈（備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町）
- 3月 1日 備前日生しんきんまちづくりファンド設立セレモニー
- 8日 新入職員研修（～31日）
YouTubeチャンネル開設



新入職員入庫式



総代懇談会



SDGs包括連携協定調印式



寄附金贈呈



新入職員研修（備前焼体験）

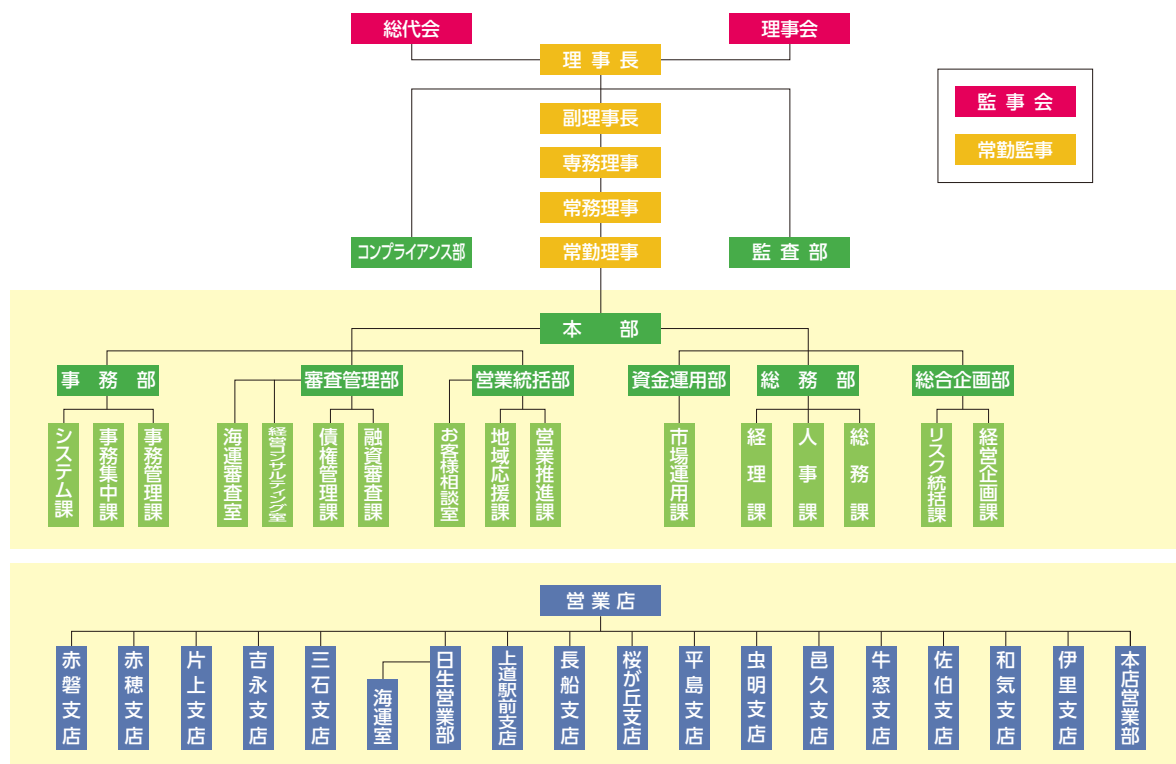


YouTubeチャンネル開設

組織・主要な事業の内容

組織図

(令和3年6月30日現在)



役員一覧

(令和3年6月30日現在)

理事長 (代表理事)	松本 洋一
専務理事 (代表理事)	中田 由紀人
常務理事 (代表理事)	小竹森 誠
常勤理事	木下 博文
常勤理事	有吉 満
常勤理事	祇園 幸成
常勤理事	遠藤 正敏
常勤理事	久井 秀樹
理事 ^{*1}	久本 久治
理事 ^{*1}	高祖 淳三
理事 ^{*1}	徳永 夕子
理事 ^{*1}	藤田 尚弘
常勤監事	原田 修二
監事	石野 充信
監事 ^{*2}	荒内 保裕

^{*1} 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

^{*2} 信用金庫法32条第5項に定める員外監事です。

主な事業の内容

- 預金業務**
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金等を取り扱っております。
- 貸出業務**
 - 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
 - 手形の割引
銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。
- 有価証券投資業務**
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 内国為替業務**
送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
- 附帯業務**
 - 代理業務
 - ① 日本銀行歳入代理店
 - ② 地方公共団体の公金取扱業務
 - ③ 日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、信金中央金庫等の代理貸付業務
 - ④ 株式払込金の受入代理業務
 - 保護預り業務
 - 有価証券の貸付
 - 債務の保証
 - 公共債の引受
 - 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
 - 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
 - スポーツ振興くじの払戻業務
 - 電子債権記録業に係る業務
 - 信託契約代理業務

備前日生信用金庫の沿革



旧備前信用金庫



昭和 45年 10月	片上信用金庫・牛窓信用金庫が対等合併し備前信用金庫として発足 初代理事長に龍田 辨吉就任
46年 2月	本店新築移転、片上支店開設
47年 10月	第2代理事長 服部 和一郎就任
48年 4月	佐伯出張所支店昇格
49年 4月	平島支店開設
49年 8月	第3代理事長 宮原 正吾就任
53年 2月	第4代理事長 星合 稔就任
55年 5月	第5代理事長 荻崎 久就任
56年 11月	山陽支店開設
57年 10月	片上支店新築
58年 9月	長船支店開設
58年 9月	預金量500億円突破
60年 7月	水門出張所支店昇格
平成 4年 3月	上道支店開設
5年 3月	預金量1,000億円突破
5年 6月	関町支店廃止
7年 11月	日本銀行と当座預金取引開始
9年 10月	邑久支店新築
12年 11月	30周年記念式典挙行
13年 4月	損害保険窓口販売業務取扱開始
13年 6月	第6代理事長 高田 修就任
13年 9月	日本銀行歳入代理店業務取扱開始
13年 9月	牛窓支店改装
14年 9月	松下電器産業共同出張所廃止
14年 10月	生命保険窓口販売業務取扱開始
16年 7月	伊里支店新築移転
17年 5月	佐伯支店新築移転
17年 7月	香登支店廃止
19年 7月	水門支店廃止
19年 9月	投資信託窓口販売業務取扱開始
20年 5月	保険第3分野商品（がん保険・医療保険）取扱開始
22年 6月	個人向け国債（固定金利型3年）取扱開始
22年 10月	備前信用金庫創立40周年
24年 9月	ATMによる県下信用金庫間での通帳記帳サービス開始
25年 2月	でんさいネットサービス取扱開始
25年 6月	第7代理事長 菊伊 友幸就任
25年 7月	共通印鑑制度導入
27年 2月	鶴海支店廃止
27年 3月	全自動貸金庫取扱開始
27年 4月	地域貢献ポイント「おつきあい」取扱開始
27年 6月	第8代理事長 高森 謙二郎就任
28年 4月	投資信託の定時定額買付サービス取扱開始
29年 4月	信託契約代理業務取扱開始
29年 7月	営業地区拡張（岡山県全域）
30年 3月	事務センター新築
令和 元年 6月	第9代理事長 松本 洋一就任

旧日生信用金庫



昭和 23年 5月	初代理事長に森谷 新一就任
23年 7月	有限責任日生信用組合認可
23年 8月	本店業務開始
23年 11月	市街地信用組合法により日生信用組合に改組
24年 2月	伊里出張所・福河出張所・頭島出張所開設
25年 4月	中小企業等協同組合法により日生信用組合に改組
25年 4月	頭島出張所廃止
25年 12月	第2代理事長 吉田 確二就任
27年 5月	信用金庫法に基づき日生信用金庫に改組
27年 7月	伊里出張所、福河出張所を支店に変更
31年 11月	三石支店開設、福河支店廃止
32年 1月	第3代理事長 亀山 孝一就任
33年 1月	第4代理事長 森下 精一就任
35年 10月	吉永支店開設
37年 4月	福河支店開設
47年 5月	片上支店開設
48年 9月	預金量100億円達成
52年 4月	和気支店開設
53年 10月	本部別館新築
53年 12月	第5代理事長 森下 一之介就任
56年 12月	日本銀行歳入代理店業務取扱開始
57年 3月	赤穂支店開設
59年 12月	山陽支店開設
60年 3月	預金量500億円達成
63年 6月	長船支店開設
平成 2年 6月	瀬戸支店開設
2年 10月	ピュア神戸屋（現在 ゆめタウン山陽）共同出張所開設（店外ATMコーナー）
5年 8月	邑久支店開設
9年 4月	頭島代理店開設
9年 9月	和気サンモール共同出張所開設（店外ATMコーナー）
10年 7月	赤穂支店塩屋出張所開設
12年 6月	頭島代理店を廃止し、頭島出張所開設
12年 12月	マックスバリュ備前店共同出張所開設（店外ATMコーナー）
13年 4月	損害保険窓口販売業務取扱開始
14年 9月	瀬戸支店・邑久支店を廃止し、廃止事務所に店外ATM設置
14年 9月	頭島出張所を廃止し、廃止事務所に店外ATM設置
14年 10月	福河支店を寒河出張所に種類変更し移転
14年 10月	生命保険窓口販売業務取扱開始
15年 6月	第6代理事長 柿山 榮美雄就任
15年 11月	第7代理事長 中川 弘之就任
16年 3月	瀬戸出張所ATMを廃止しメガマート平島店（現在 ザ・ビッグ平島店）に店外ATMを設置
16年 8月	塩屋出張所、寒河出張所を機械化店舗とした
16年 8月	邑久出張所を開設
17年 9月	個人向け国債の取扱を開始
20年 5月	保険第3分野商品（がん保険・医療保険）取扱開始
26年 8月	邑久出張所を支店に変更
27年 6月	第8代理事長 木下 洋司就任
29年 8月	投資信託窓口販売業務を開始

備前日生信用金庫 としてのあゆみ



令和 2年 2月	初代理事長 木下 洋司就任
2年 10月	邑久支店・邑久中央支店統合
2年 11月	伊里支店・伊里中央支店統合
	長船支店・長船中央支店統合
3年 2月	片上支店・片上中央支店統合
	和気支店・和気中央支店統合
3年 6月	第2代理事長 松本 洋一就任

商品・サービスのご案内

主な商品・サービスのご案内

(令和3年6月30日現在)

預金商品

預金の種類		内容・特色
流動性預金	総 合 口 座	1冊の通帳に、普通預金、定期預金をセットでき、貯める・支払う・借りるの3つの機能がついて、家計簿代わりにご利用いただけます。
	普 通 預 金	現金・小切手・手形・配当金などの入金、給与・年金などの自動受取、公共料金・クレジット等の自動支払いに幅広くご利用いただけます。
	決 済 用 預 金	決済用預金の3要件（①無利息、②要払い、③決済サービスを提供）を満たす預金です。
	貯 蓄 預 金	いつでも自由にお引き出しいただける手軽さに加え市場金利に応じた有利な預金です。
	子育て応援普通預金「きぼう」	満15歳未満の個人の方を対象とした預金です。10万円以上のお預け入れの場合は、1年もののスーパー定期預金（300万円未満）の金利を適用します。
	当 座 預 金	お取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。
	納 税 準 備 預 金	税金納付資金専用の預金で、お利息は非課税扱いとなっています。
	通 知 預 金	まとまった資金の短期運用に最適な預金です。
定期性預金	大 口 定 期 預 金	金利情勢に応じて当金庫独自の金利を設定、大口の資金運用に最適です。
	ス ー パ ー 定 期 預 金	身近な自由金利の定期預金です。個人の方のみご利用いただける3年以上の複利型は半年複利で有利です。
	変 動 金 利 定 期 預 金	お預入れから6ヶ月毎に市場実勢を反映して金利が変動する定期預金です。個人の方のみご利用いただける複利型は半年複利で有利です。
	期 日 指 定 定 期 預 金	1年複利で高利回り。1年経過後は1ヶ月前までに満期日をご指定いただき、お引き出しできる便利な預金です。
	年 金 定 期 預 金	当金庫で年金をお受け取りの方、あらたに年金受給口座をご指定された方を対象とした優遇金利の定期預金です。 ・お預入れ金額 お1人300万円以内 ・お預り期間1年のみ
	定 額 複 利 預 金	お預入れ期間が長くなるほど金利が高くなります。6ヶ月の据置期間が経過すれば何時でもお引き出しが可能です。
	ス ー パ ー 積 金	市場金利に連動した有利な定期預金です。ご利用の目標と時期に合わせて毎月一定額を積立てる堅実な預金です。
財形預金	一 般 財 形 預 金	給料天引きで確実に資金が貯まり、結婚・教育・レジャーなど貯蓄目的は自由です、1年経過分から一部お引き出しができる便利な預金です。
	財 形 年 金 預 金	豊かなシルバーライフ実現のための年金型預金です。財形住宅預金と合算して、元本550万円まで非課税です。
	財 形 住 宅 預 金	マイホーム取得・増改築などの資金づくりにお得な預金です。財形年金預金と合算して、元本550万円まで非課税です。

融資商品

融資の種類		内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
個人向け	住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・増改築、住宅ローン借換資金など、マイホームづくりにお役立てください。	10,000万円以内	35年以内
	リフォームローン	住宅の増改築及び住宅設備機器購入、介護機器購入などに利用できます。	1,000万円以内	15年以内
	フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由で、事業性資金を除く資金にご利用いただけます。他の金融機関や信販会社でご利用中のローンと新たな融資額をまとめてご融資することが可能です。	1,000万円以内	10年以内
	自 動 車 ロ ー ン	マイカー購入、免許の取得、車検等の必要資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内
	教 育 ロ ー ン	授業料の学校納付金、就学に係る付随費用、受験費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
	カ ー ド ロ ー ン	お使いみち自由で便利なローンです。事業資金を除く資金（レジャー・ショッピング等）にご利用いただけます。	500万円以内	3年毎更新
事業者向け	地 域 活 性 化 応 援 資 金 「創 造」	地域の事業者の皆様を力強く応援するご融資です。	定めはありません	15年以内
	事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	事業資金をご契約の範囲内で反復して利用いただける当座貸越です。	2,000万円以内	1年または2年

各種サービス

サービス名	内容・特色
地域貢献ポイント「おつきあい」	個人のお客さまに対して、取引内容に応じてポイントをお付けし、一定基準ポイントが貯まったお客さまに対して当金庫が発行する商品券を当金庫が指定する加盟店でご利用いただけるシステムとなっています。
キャッシュサービス	当金庫本支店のATMで預金の預け入れ、引き出しができるのをはじめ、全国各地の提携金融機関で相互に現金の預け入れや払戻しができます。
しんきんゼロネットサービス	信用金庫のキャッシュカードなら、全国の信用金庫のCD、ATMでも手数料無料で入出金することができます。 (ゼロネットサービスの時間帯) 平日 8:45～18:00の入出金 土曜 9:00～14:00の出金
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードで全国の「J - Debit」加盟店でお買い物ができます。なお、ローソンデビットカードも取扱っております。
ATM振込	振込カードとキャッシュカードで素早く振込ができます。振込依頼書への記入の手間もいらず、窓口扱いよりも手数料がお得となります。
定額自動送金	家賃・月謝・仕送りなど毎月一定の日に一定額の振込をお客さまの口座からご指定の口座へ確実に代行します。
自動支払（自動引落し）	電気料・水道料・電話料・NHK受信料・ガス料・各種クレジット料金・保険料などが、一度の振替手続きによりご指定の口座から自動的に支払われます。
テレホンバンキング	お客さまの電話機から金庫所定のフリーダイヤルへご依頼いただくと、残高や入出金明細などを音声で自動通知いたします。 残高照会、振込、振替がご利用いただけます。
ファームバンキング (FB)	お客さまの端末（パソコン）により、会社に居ながら取引照会や資金の振込・振替ができます。企業経理事務の合理化・省力化、資金の効率運用にお役立てください。
インターネットバンキング (IB)	パソコン・携帯電話から振込・振替、ご預金の照会ができます。土曜日・日曜日・祝日も予約の取引ができ、大変便利にご利用いただけます。振込手数料もお得となっております。
法人インターネットバンキング (IB)	企業・個人事業主の皆さまの幅広いニーズに対応し、パソコンから総合振込や給与振込等、充実した金融取引をご利用いただけます。専用端末機・ソフトは不要、パソコンのブラウザのみでご利用いただけます。
電子記録債権サービス	オンライン上で決済を行うサービスで、パソコンを使って代金の支払いや受取りが可能です。でんさいは手形に代替する活用方法に限らず、広く売掛債権の代替機能を果たします。
ホームバンキング (HB)	パソコン等により残高・振込の照会や当金庫本支店間及び他金融機関への振込・振替ができるサービスです。
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス	デパート、スーパーなどの専用端末から、クレジットカードや保険契約等の「口座振替」手続きを、キャッシュカードと暗証番号だけでご契約いただけます。
電子マネーチャージサービス	お客さまの預金口座から携帯電話へ、電子マネー「E dy（エディ）」をチャージ（入金）するサービスです。
全自動貸金庫	窓口での手続きなしで、お客さまご自身でカードを使用し、自由にご入室いただけます。暗証番号を入力することにより、貸金庫保護箱が自動で出てまいりますのでATM感覚で手軽に利用できます。 (お預かりできる品物) 預金証書・通帳・保険証券・契約証書・貴金属・宝石・ご印鑑・その他の重要書類・貴重品など。1ボックス20kgまで
夜間金庫	金庫営業時間終了後に、お店の売上金などをお預かりし、ご指定の口座にご入金いたします。(夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください)
外貨両替・海外送金	海外旅行に備え、円とドルの交換を当金庫の本店営業部（支店は取次ぎ）で取扱っております。また信金中央金庫を通じて海外送金もご利用いただけます。
年金相談	当金庫では、専門家による年金相談会を開催しています。また、年金専門の担当者をおいて、都度年金に関するご相談に応じています。
年金自動受取	各種年金がご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
給与振込	毎月のお給料やボーナスがご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。

最新の商品、各種サービス等の内容につきましては、店頭又はホームページでご確認ください。

手数料のご案内

A T M関連手数料一覧表

(令和3年6月30日現在)

●A T M利用手数料

キャッシュカードの種類			手 数 料			
当金庫の カード	平 日	8:45 ～ 18:00	入金	無 料	出金	無 料
		18:00 ～ 21:00				110円
	土曜・日曜・祝日	9:00 ～ 21:00				
全国の 信用金庫 カード	平 日	8:45 ～ 18:00	入金	無 料	出金	無 料
		18:00 ～ 21:00		110円		110円
	土曜・日曜・祝日	9:00 ～ 21:00				
都銀・地銀 のカード	平 日	8:45 ～ 18:00	入金	ご利用不可	出金	110円
		18:00 ～ 21:00				220円
	土曜・日曜・祝日	9:00 ～ 21:00				
第二地銀 信用組合 労働金庫 のカード	平 日	8:45 ～ 18:00	入金	110円	出金	110円
		18:00 ～ 21:00		220円		220円
	土曜・日曜・祝日	9:00 ～ 21:00				
郵便貯金の カード	平 日	8:45 ～ 18:00	入金	110円	出金	110円
		18:00 ～ 21:00				220円
	土曜日	9:00 ～ 14:00		220円		110円
		14:00 ～ 21:00				220円
	日曜・祝日	9:00 ～ 21:00				
岡山県内信用金庫 トマト銀行 笠岡信用組合 のカード（※） 中国銀行のカード（＊）	平 日	8:45 ～ 18:00	入金	無 料	出金	無 料
		18:00 ～ 21:00		110円		110円
	土曜・日曜・祝日	9:00 ～ 21:00				

- (※) 1. キャッシュコーナーによりご利用時間が異なる場合があります。
 2. ご利用日・ご利用時間帯により各A T M設置金融機関所定の「時間外手数料」が必要となります。
 3. 「時間外」の設定時間帯は各金融機関によって異なります。
 4. コンビニに設置しているA T Mは対象外となります。
 (*) 中国銀行の場合は、出金のみ取扱いといたします。

●A T M利用による振込手数料

金 額		区 分	平 日		土曜・日曜・祝日
			18時まで	18時以降	
他 行 宛	5万円未満		440円	550円	550円
	5万円以上		660円	770円	770円
本 支 店 宛	キャッシュカード		無 料	110円	110円
	5万円未満（現金）		110円	220円	220円
	5万円以上（現金）		330円	440円	440円
自 店 内	キャッシュカード		無 料	110円	110円
	5万円未満（現金）		110円	220円	220円
	5万円以上（現金）		330円	440円	440円

- (注) キャッシュカードは、当金庫のカード利用料金です。
 他行宛料金は、キャッシュカード利用振込、現金振込と同一金額です。

(上記手数料には消費税が含まれています。)

各種手数料一覧表

(令和3年6月30日現在)

●為替手数料

区 分				金額
送金	普通			770円
	至急			990円
振込	他行宛	電信扱	5万円未満	660円※
			5万円以上	880円※
		文書扱 (注3)	5万円未満	660円
			5万円以上	880円
	当金庫本支店宛	5万円未満		220円※
		5万円以上		440円※
手形・小切手 代金取立 手数料	自店内 (店内第三者振込)	5万円未満		110円
		5万円以上		330円
	他行・他金庫宛・当金庫他店宛		自店内	
	岡山・神戸交換所		220円	220円
その他の 諸手数料	上記以外	個別扱 普通扱	880円	小切手は無料
			660円	
	送金・振込組戻料		1件につき	660円
	不渡手形返却料		1通につき	660円
取立手形組戻料		1通につき	660円	
ホーム・ファーム テレフォン バンキング	自店内 (店内第三者振込) 当金庫本支店宛	5万円未満		55円
		5万円以上 (会員)		165円
		5万円以上 (会員外)		275円
	他行宛		5万円未満	
		5万円以上		660円
インターネット バンキング	自店内・当金庫本支店宛			無料
	他行宛	5万円未満		330円
		5万円以上		440円

(注) 1. ※については当金庫出資会員の方は、110円割引となります。
2. 障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客様はATMによる振込手数料と同額に引き下げいたします。

●先日付振込手数料（総合振込のみ）

振込の種類	金額区分	手数料
自店内 (店内第三者振込) 当金庫本支店宛	5万円未満	55円
	5万円以上 (会員)	55円
	5万円以上 (会員外)	275円
	5万円未満	550円
他行庫あて	5万円以上	770円

振込指定日の前営業日までに資金確保出来る場合のみとします。

●融資関連手数料

不動産担保調査事務取扱手数料 (注4)			
新規設定	事業資金1件あたり	設定額×0.1100%	
	非事業資金1件あたり	設定額×0.0550%	
内容変更	1件あたり	5,500円	
融資条件の変更手数料			
返済方法・金利の変更	1件あたり	5,500円	
	300万円未満	11,000円	
繰上返済 (全部・一部)	300万円以上	55,000円	
	消費者ローン繰上返済 (住宅ローン除く)	1件あたり	3,300円
再発行手数料			
各種カードローンの再発行(注6)		1枚あたり	1,100円
返済予定表の再発行		1件あたり	550円

●給与振込手数料

振込の種類	手数料
他行庫あて	1件あたり 440円

(注) 1. 残高証明手数料のうち、機械以外で発行するもの（住宅ローンの残高証明は除く）、または、依頼日より1ヶ月超えるものに対しては、1,100円となります。
2. 利息証明手数料のうち、依頼日より1ヶ月超えるものに対しては、1,100円となります。
3. 文書扱いは専用用紙のみの取扱いとします。
4. 不動産担保調査事務取扱手数料の住宅ローン等の手数料はその取扱要領に定める手数料とします。（上限11万円）
5. 個人情報開示請求手数料は基本的項目とその他項目がまたがる場合には2,200円となります。
6. お客様の手にキャッシュカードまたはローンカードがあり、回収できる場合は、再発行手数料は徴収いたしません。
7. 上記以外に手数料を徴収させて頂くものがありますので窓口にお尋ねください。

●両替手数料

紙幣・硬貨合計枚数	手数料
50枚以下	無料
51~200枚	110円
201~1,000枚	100枚毎に110円加算
1,001~2,000枚	1,100円
2,001枚以上	1,000枚毎に220円加算

●硬貨入金手数料

硬貨枚数	手数料
500枚以下	無料
501~600枚	550円
601~1,000枚	100枚毎に110円加算
1,001~2,000枚	1,100円
2,001枚以上	1,000枚毎に220円加算

●業務手数料

種 類			手 数 料
当座小切手帳（50枚綴）			880円
約束手形帳（25枚綴）			550円
為替手形帳（25枚綴）			550円
自己宛小切手発行			550円
再 発 行	キャッシュカード（注6）	1枚につき	1,100円
	通 帳	1冊につき	1,100円
	証 書	1枚につき	1,100円
夜間金庫利用手数料			年間あたり 26,400円
全自動貸金庫利用手数料	サイズ	S	11,880円
		M	15,840円
		L	19,800円
預金・融資 残高証明書（注1）		1通につき	550円
各種証明書（注2）		1通につき	550円
融資証明書		1通につき	証明金額×0.0220%
アンサーサービス手数料		1ヶ月あたり	1,100円
テレフォンバンキング基本料		年間あたり	1,320円
ファームバンキング基本料		1ヶ月あたり	3,300円
ホームバンキング基本料		1ヶ月あたり	1,100円
インターネットバンキング基本料	個人		無 料
		1ヶ月あたり	オンラインサービス 1,100円
	法人		データ伝送サービス 3,300円 (オンラインサービス含む)
口座振替手数料		帳票ベース	220円
		FDベース	165円
国債口座管理手数料		年間あたり	1,320円
株式払込	取扱額	2,750	
	5,000万円以下	1,000	
	取扱額	2,200	
	5,000万円超	1,000	
履歴照会帳票作成手数料		1ヵ月以内	1通につき 550円
		1ヵ月超	1通につき 1,100円
個人情報開示請求手数料(注5)	基本的項目	1通につき	1,100円
	その他項目	1通につき	2,200円
未利用口座管理手数料		年間あたり	1,320円

(上記手数料には消費税が含まれています。)

総代会制度

総代会制度とは

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、総代懇談会を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
 - 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は180人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。
- (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

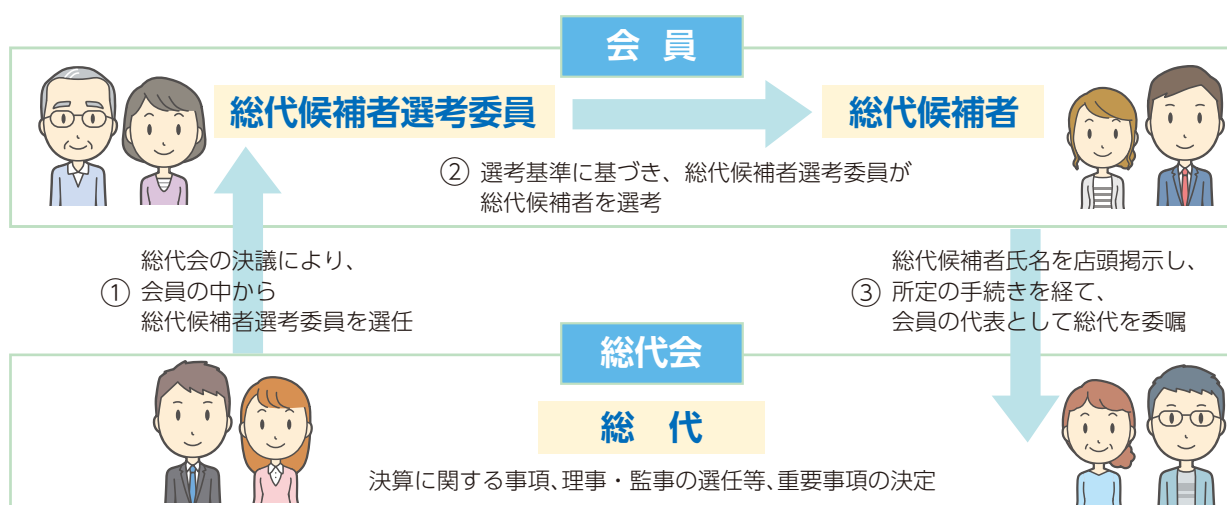
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

 - ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
 - ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
 - ③その総代候補者を会員が信任します（異議があれば申し立てできます）。

総代候補者選考基準

- (1) 資格要件
 - ①当金庫の会員であること。
 - ②満80歳未満であること。
 - ③重任は妨げないが5期15年を超える場合は、70歳未満であること。
 - ④②及び③により資格が無くなった総代について、当該総代の見識その他諸般の事情から特に必要があると認められるときは、さらに1期（3年）を限度として委嘱することができる。
- (2) 適格要件
 - ①総代として相応しい見識を有している方であること。
 - ②良識をもって正しい判断ができる方であること。
 - ③人格、見識にすぐれ、地域における信望が厚い方であること。
 - ④金庫の理念・使命をよく理解し、当金庫の発展に寄与できる方であること。
 - ⑤地域情報に通じ、当金庫と緊密な取引関係を有する方であること。
 - ⑥総代候補者選考委員が適格と認めた方であること。

総代会の図解



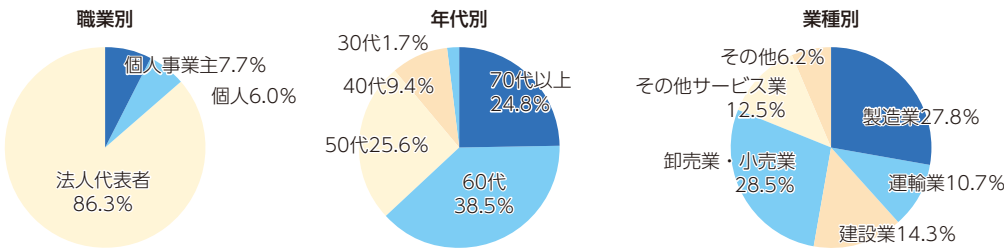
総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

総代の氏名等

			(順不同、敬称略)				
選任区域		人数	氏 名 (就任回数)				
第1区	本店営業部	9名	太田 秀雄 ③	甲矢 了二 ③	神田 英則 ③	木村 宏造 ⑥	鷹取 広己 ④
			橋本 修 ①	馬場 敏彰 ⑧	松本 和生 ⑤	宮本 俊二 ②	
第2区	片上支店	10名	池本 正治 ②	大西 真司 ④	高田 和生 ③	寺尾 俊郎 ④	長崎 信行 ②
			平垣省太郎 ④	マクダナル吉延洋子②	山口 明延 ③	吉延嘉一郎 ④	吉延 光宏 ②
第3区	牛窓支店	10名	石田 一成 ④	奥村 隆幸 ④	尾田 和俊 ⑦	黒井 覚然 ②	柴田 健志 ②
			服部 高志 ⑦	服部 芳郎 ②	原野 健一 ③	藤井 雅司 ⑦	元浜 詳一 ⑥
第4区	伊里支店	8名	伊賀 資耕 ⑧	大平 誠 ⑥	櫻本 省二 ⑥	角野 和明 ③	川邊 一平 ③
			谷口 長 ⑤	星合 雄大 ①	正宗 信行 ②		
第5区	長船支店	10名	石原 基司 ④	江口 一男 ⑨	岡田 健二 ⑦	岡本 利行 ②	神坂 俊規 ②
			久保 好弘 ④	近藤 昭仁 ④	谷口彰太郎 ③	馬場真太郎 ②	土方 明典 ④
第6区	邑久支店	10名	内田 晴啓 ⑦	太田日出明 ②	大森 一慶 ③	岡崎 正裕 ②	炭田 康行 ③
			滝口 雅子 ②	武久 忠 ⑤	那須 信義 ④	福崎 勇 ④	眞殿 重喜 ④
第7区	和気支店	11名	大森 雅勝 ⑤	江見 政己 ②	川上 健二 ⑨	金光 徳幸 ③	國本 直宏 ②
			兒山 安伸 ⑨	渋谷 定 ⑨	高原 嘉人 ②	恒次 一 ④	向井 克彦 ⑧
			森田 竜次 ②				
第8区	虫明支店	2名	横山 敏弘 ②	吉崎 英明 ③			
第9区	佐伯支店	4名	秋山 善彦 ⑧	岡 優 ⑫	佐藤樹美雄 ⑤	寺尾 陽子 ②	
第10区	桜が丘支店	4名	皿井 誠 ⑮	大森 公平 ④	杉本 隆義 ③	山本 芳正 ②	
第11区	平島支店	3名	中田 賢一 ②	橋本 洋 ⑦	藤原 重雄 ⑤		
第12区	上道駅前支店	3名	石原 務 ③	千田 真義 ⑤	竹之内則夫 ②		
第13区	日生営業部	16名	天倉 辰己 ②	安良田政弘 ⑤	岩崎 和子 ②	岡 孝造 ②	雄島 新作 ③
			川辺 雄基 ②	木下 泉 ⑤	小林 昌史 ①	立花 朗 ③	丹羽 昌弘 ⑤
			中村 誠志 ④	中本孝一郎 ③	西崎 公英 ①	松井 徹 ⑥	森下 実 ③
			山口 宏明 ①				
第14区	三石支店	5名	菊政 敏人 ⑤	北川 昌邦 ②	竹内 計象 ④	延原 巖 ②	増水 雅嗣 ⑦
第15区	吉永支店	5名	柴田 誠 ⑤	林 徹浩 ②	藤井 和彦 ⑤	砂子 吉信 ⑧	矢野 淳二 ⑦
第16区	赤穂支店	3名	岡本 一寛 ⑤	小宮 一則 ⑤	司波 尚俊 ⑥		
第17区	赤磐支店	4名	小橋 重利 ②	東本 純司 ②	向畑 貴生 ②	山口 秀幹 ⑦	

※氏名の後の数字は総代への就任回数 (令和3年6月22日現在)

〈総代の属性別構成比〉



第51期 通常総代会の議事内容

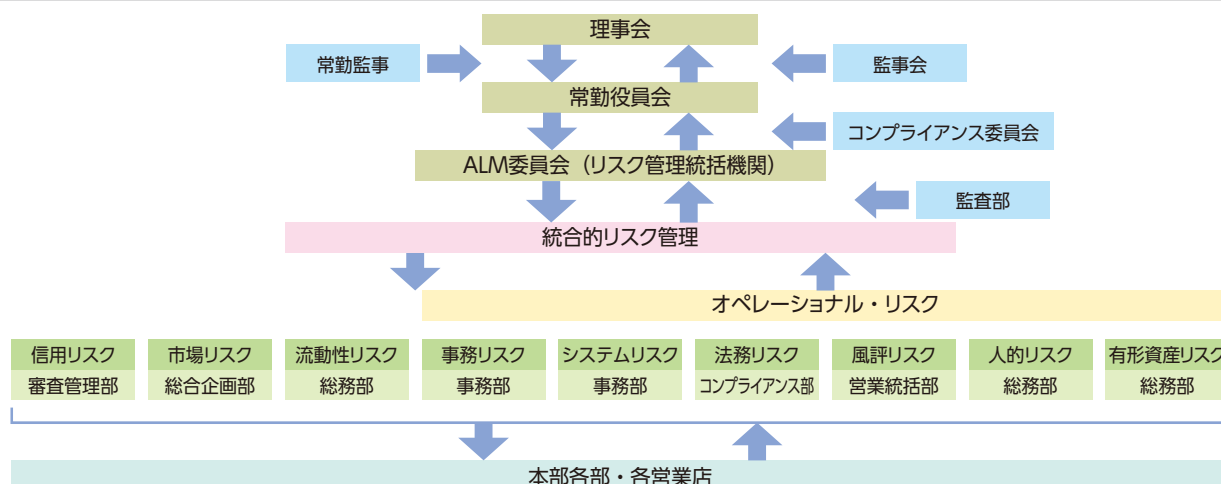
第51期通常総代会（令和3年6月22日開催）では、次の報告ならびに決議事項が付議されました。なお、決議事項については、それぞれ原案どおり承認されました。

報告事項	①第51期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件 ②和気支店の新築移転計画の件
決議事項	第1号議案 令和2年度剰余金処分案承認の件 第2号議案 理事の任期満了に伴う改選の件 第3号議案 監事の任期満了に伴う改選の件 第4号議案 退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件



リスク管理態勢

統合的リスク管理体制



当金庫を取り巻く金融環境は、金融技術の進展により、高度化、複雑化し、これまでのリスク管理の観点では捉えられないリスクに晒されております。こうしたことから、当金庫では、「統合的リスク管理方針」等に基づき、経営の健全性、安全性を確保することを目的に、当金庫が直面するさまざまなリスクを総体的に捉え、統合的リスク管理の強化を図るため、リスク管理統括機関であるALM委員会などを通じて、適切なリスクコントロールを行っております。

リスクカテゴリー

①信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（お取引先企業・個人）の財務内容の悪化などにより、資産（貸出金・有価証券等）の価値が減少あるいは消失し、損失を被るリスクです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査体制を構築し、案件審査・与信管理を行っております。また、有価証券発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランス資産を含む）の価値が変動し、損失を被るリスクです。主な市場リスクは、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクから構成されています。

当金庫では、適切なリスクの管理による収益の確保を図るため、市場リスク管理要領や市場リスク管理手順等を制定しております。その中で、リスク管理に関する方針やリスク管理の手法・ポジション枠の設定等を定め、厳正な管理に努めております。

③流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、流動性管理要領や流動性リスク管理手順等を制定し、保有資産の流動性を維持・管理するとともに、安定した支払準備資産の確保に努めております。

④オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、当金庫の内部管理体制、システムが不適切であること、または外生的事象の発生により損失を被るリスクです。当金庫では以下の6つに分類してリスク管理を行っております。

●事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。

当金庫では、事務処理に係るリスクを適正に把握し、適切なリスク管理を行うため、事務リスク管理要領等を制定しております。その中で、リスク管理に関する基本方針や管理体制を定め、厳正な事務管理と事故の未然防止に努めております。

●システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動などのシステムの不具合、不正利用等により損害を被るリスクです。

当金庫では、コンピューターの運営および利用にあたり、適切な管理を行うことにより、システムの安全性、信頼性を維持し、情報資産の保護を図るため、システムリスク管理要領等を制定しております。その中で、基本方針や管理体制を定め、万一の事故や災害に備えております。

●法務リスク

法務リスクとは、法令や内部規程等のルールを逸脱した行為により、訴訟等による金銭的な損失を被る、あるいは社会的評価や信頼を損ない、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、コンプライアンス部を中心に、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化を図り、より高い倫理観の確立に取り組んでおります。

●風評リスク

風評リスクとは、根拠のない風説の流布や評判の悪化などの信用力の低下により損失を被るリスクです。

当金庫では、リスクを適正に把握し適切なリスク管理を行うため、風評リスク管理要領等を制定しております。その中で、基本方針や報告体制を定め、風評リスクに対する管理体制の構築を図っております。

●人的リスク

人的リスクとは、職員の活動、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為およびその他の事象により損失を被るリスクです。

当金庫では、役職員の身上把握や職場離脱制度による検査等を行うほか、役職員一人ひとりが、能力の向上や意欲を持って仕事に取組める職場環境を整備することによって、人的リスクを抑制するよう取り組んでおります。

●有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害や資産管理上の瑕疵等が発生した結果、資産が毀損して損失を被るリスクです。

当金庫では、普段から役職員一人ひとりが金庫の有形資産の維持・保守に取り組むとともに、大規模災害等が発生した場合のマニュアル等を策定し、対策等を講じることでリスクの極小化に努めております。

経営改善支援及び地域活性化のための取組み

経営改善支援への取組み方針

当金庫はお取引先企業の経営上のお悩みや問題点などの相談を受け、適切な助言や指導を行うことにより、お取引先の今後の発展や活性化をサポートしております。

経営改善支援に関する態勢整備の状況

営業店と本部専担部署（経営コンサルティング室）とが一体となり、連携を取りながらお取引先企業の経営改善支援に積極的に取り組んでおります。

経営改善支援に関する取組み状況

令和2年度の取組み実績は以下のとおりであります。

【令和2年4月～令和3年3月】（取組み成果）

（単位：先数）

（単位：%）

		期初債務者数					経営改善 支援取組 み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
		うち経営改善支援取組み先数							
			aのうち期末に債 務者区分がラン クアップした先数	aのうち期末に債 務者区分が変化 しなかった先数	aのうち再生計 画を策定してい る全ての先数				
		A	a	b	c	d	a/ A	b/a	d/a
正常先	①	5,819	2	0	2	0	0%	0%	0%
要注	うちその他要注意先	②	370	21	0	21	5.6%	0%	0%
意先	うち要管理先	③	13	0	0	0	0%	0%	0%
破綻懸念先	④	89	7	0	7	0	7.8%	0%	0%
実質破綻先	⑤	92	0	0	0	0	0%	0%	0%
破綻先	⑥	42	0	0	0	0	0%	0%	0%
小 計（②～⑥の計）		606	28	0	28	0	4.6%	0%	0%
合 計		6,425	30	0	30	0	0.4%	0%	0%

また、次の項目について必要に応じ、お取引先企業への支援を行っております。

- (1) 創業・新規事業開拓の支援

 - 創業促進補助金事業への申請手続き等

(2) 成長段階における支援

 - 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業への申請手続き等
 - ビジネスマッチングの取組み
- (3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

 - 経営改善計画書の策定アドバイス
 - 外部専門機関との連携

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	23件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.0%
保証契約を解除した件数	9件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	1件

地域活性化に関する取組み状況

当金庫は地域社会の一員として、日常的・継続的に諸団体への参加協力を実施しております。引き続き地域の各種経済団体との連携強化に努めるとともに、各種事業活動にも積極的に参加してまいります。

地域や利用者に対する積極的な情報発信

ディスクロージャー誌等を利用し、地域や利用者に対して地域密着型金融に係る取組みに関する情報を積極的に発信しております。

各種方針等

コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

当金庫は、コンプライアンス態勢の充実・強化を図るため、管理体制面の整備、並びに営業店への指導を徹底するなど、コンプライアンス重視の経営に努めております。

コンプライアンス態勢の整備状況

- ・コンプライアンス態勢にかかる重要事項の決定は理事会で行い、理事長が最高責任者となってコンプライアンス態勢の整備及び維持を図っています。また、コンプライアンスに関する全体的な運営状況を一元的に管理するために、コンプライアンス委員会（統括部署：コンプライアンス部）を設置しています。
- ・遵守すべき法令等の基準とその解説、違法行為や問題事案への対処方法などを具体的に示した「コンプライアンス・マニュアル」を策定、役職員全員に配付し、同マニュアルに則り行動することとしています。
- ・コンプライアンスの実践にあたっては、「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制など取り組むべき具体的な行動項目とスケジュールを定め、その進捗状況を管理しています。なお、同プログラムの進捗状況は定期的にコンプライアンス委員会や理事会に報告しています。
- ・本部各部および営業店にコンプライアンス担当責任者を配置しており、四半期に1回コンプライアンス担当責任者会議を開催し、コンプライアンス違反の再発防止策等の協議を行っています。
- ・金庫内でコンプライアンス違反を発見した場合、また、そのおそれがあると判断される場合の通報方法としてホットライン（内部通報）制度・外部通報制度を設けています。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども備前日生信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客さま保護等への取り組み

当金庫は、お客さまの保護や利便性の向上のため、業務の健全性と適切性を確保することを目的として、以下のとおり顧客保護等管理態勢を整備し、各種の施策に取り組んでいます。

お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する取組方針

当金庫は、お客さまの資産形成、資産運用において以下の取組方針を定め、これを金庫役職員が遵守することでお客さま本位の業務運営に取り組んでまいります。

1. お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまにとって最善の利益をご提供いたします。
 - ・お客さまとコミュニケーションを重ねることで、お客さまが抱えている課題にともに向き合い、お客さまにとって最適な商品・サービスを提供してまいります。
 - ・お客さまのライフサイクルに応じた金融商品・サービスを提案してまいります。
2. お客さまのニーズにお応えできる最適な金融商品・サービスを提供してまいります。
 - ・お客さまの知識・投資経験・財産の状況・契約目的等に照らし、適切な金融商品を、お客さまにご理解いただける形で提供するように努めてまいります。
 - ・様々なお客さまのご意向に沿えるよう、金融商品・サービスのラインアップの充実に努めてまいります。
3. お客さまの立場に立った情報提供をしてまいります。
 - ・商品やサービスのメリット・デメリットをご理解いただくため、お客さまの立場に立った分かりやすい資料等を活用し、有益な情報提供に取り組んでまいります。
 - ・お客さまの金融知識やお取引の実績、商品の複雑さに配慮したうえで、分かりやすい表現を用い、お客さまの誤認誤解を招かないような説明をしてまいります。
4. 手数料等の重要情報を、お客さまへ丁寧に分かりやすく説明してまいります。
 - ・市場リスク等のある投資性商品（投資信託や特定保険商品等）に関しては、お客さまにご負担いただく手数料等費用の詳細について、適切な資料に基づき、お客さまへ丁寧に分かりやすく説明してまいります。
5. お取引後も、適切なアフターフォローを実施してまいります。
 - ・お客さま一人ひとりからのご質問やご要望に、できる限り丁寧に対応してまいります。
 - ・アフターフォローを実施する際には、ご契約商品の現状確認だけでなく、課題やご要望をお伺いすることで、お客さまが求める最適な商品・サービスの提供に活かしてまいります。
6. お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反の管理を徹底してまいります。
 - ・別に公表しております「利益相反管理方針の概要」に沿って、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように適切に対応してまいります。
7. 「お客さま本位の業務運営」を実現するための態勢整備に取り組んでまいります。
 - ・職員研修の実施や資格取得の奨励等を通じて、担当者の専門知識やスキルの向上に努めてまいります。
 - ・お客さまの声を真摯に受け止め、より良い販売態勢の整備に取り組んでまいります。
 - ・お客さまへの課題解決の取り組みが適切に評価されるよう、業績評価体系を定期的に見直ししてまいります。

顧客保護等管理態勢の整備状況

- ・当金庫の役職員等が、金融商品等の勧誘及び説明にあたって、お客さまに対する取引または商品の説明及び情報提供の適切性及び十分性を確保することにより、お客さまが理解し納得いただけるよう適切な勧誘・説明を行っています。
- ・お客さまからのご相談・ご要望及び苦情等に誠実に対応し、その迅速な解決と改善策を実施することにより、お客さまからの信頼向上に努めています。
また、「お客様相談室」を設置し、お客さまからのご相談・ご要望等に対応できる体制も整備しています。
- ・お客さまに関する情報は、法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため適切な措置を講じるなどにより安全に管理しています。
- ・お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託する場合は、その業務遂行の的確性を確保し、お客さまの情報やその他の利益を保護するために、定期的または必要に応じてモニタリングを実施するなど委託先を適切に管理しています。
- ・お客さまとの取引にあたりお客さまの利益が不当に害される恐れのある取引を適切に管理するため、「利益相反管理方針」を整備しています。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)抜粋

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、金融商品の販売等に関する法律に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、店頭等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は51、52ページ参照）またはお客様相談室（住所：岡山県備前市伊部1660番地の7、電話：0869-64-4195、FAX：0869-64-0389）に、電話・FAX・手紙・面談でお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）または東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫お客様相談室または一般社団法人全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所（9時～17時、東京都中央区八重洲1-3-7、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、東京三弁護士会の利用を希望されるお客さまは全国しんきん相談所でもお取次ぎいたします。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の①、②の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。

詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<https://www.shinkin.co.jp/bizenhinase/>）をご覧ください。

詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。

お客さまへのお知らせ

お客さまの安全のために

■偽造・盗難キャッシュカード被害に係るお客さまへの補償について

当金庫は、お客さまに安心してキャッシュカードをご利用いただくため、偽造・盗難によってキャッシュカードを他人に不正使用された場合の被害について、原則として被害額の全額を補償させていただきます。

■キャッシュカードと暗証番号の管理についてのお願い

キャッシュカードと暗証番号は、厳重に保管してください。

キャッシュカードが手元から無くなる、身に覚えがない取引があるなど被害に遭ったと思われる場合には、すみやかに当金庫までご連絡ください。

なお、以下の事項をお守りいただかないと、補償されないまたは補償が減額される場合もありますのでご注意ください。

- ・キャッシュカードの暗証番号を例えば「生年月日」「自宅住所・地番」「電話番号」「勤務先電話番号」「自動車ナンバー」など、お客さま以外にも知りえる番号にすることは絶対に行わないでください。
- ・キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を他人に教えること、暗証番号をキャッシュカード上に書くことは絶対に行わないでください。
- ・キャッシュカードを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置すること、第三者に容易に奪われる状態に置くことは絶対に行わないでください。
- ・暗証番号を書いたメモや、暗証番号を推測させるような書類等（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）を、キャッシュカードとともに携行・保管しないでください。

■キャッシュカード盗難・紛失等の受付

キャッシュカードの盗難・紛失等に遭われた場合には、下記の受付先にご連絡ください。

また、各お取引店舗の電話番号については47、48ページをご参照ください。

曜日	受付時間帯	受付先	受付電話番号
平日	9時～17時30分	各お取引店舗	各お取引店舗電話番号
平日	9時～17時30分以外の時間帯	しんきんサービスセンター	082-252-6875
土・日・祝日	24時間		

■通帳盗難・偽造キャッシュカード等の不正な払戻し被害に係るお客さまへの補償について

- ・個人のお客さまが、盗難された通帳・証書により不正に預金等を払戻しされる被害に遭われた場合には、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて補償させていただきます。
- ・お客さまの過失の程度によって、被害補償の対象外になるか、あるいは、被害補償額が一部減額となる場合がありますのでご注意ください。

■キャッシュカード振込および出金機能の利用制限について（振り込め詐欺被害防止対策）

近年、岡山県内において、ＡＴＭに不慣れな高齢者を誘導して、預金を振り込ませる振り込め詐欺（特殊詐欺）による被害が急増しています。当金庫では、こうした被害を防止するために岡山県警の要請のもと、下記のとおり、キャッシュカード振込および出金機能の利用制限を実施していますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【利用制限の内容】

キャッシュカードによるＡＴＭ振込ができなくなります。

キャッシュカードによる出金限度額が１日１０万円となります。

①対象となるお客さま

70歳以上かつＡＴＭで３年以上キャッシュカードによる振込・出金のご利用がないお客さま

②お振込および10万円を超える出金をご希望のお客さま

平日の営業時間内に、お客さまご本人を確認できる書類およびお届印を持参のうえ、当金庫の窓口へお申し出ください。当金庫にて本人確認の上、所定の手続きを経て、お振込および10万円を超える出金を可能とさせていただきます。

■インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの補償

- ・個人のお客さまが、インターネットバンキングにより不正に預金等を払戻しされる被害に遭われた場合には、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて補償させていただきます。
- ・お客さまの過失の程度によって、被害補償の対象外になるか、あるいは、被害補償額が一部減額となる場合がありますのでご注意ください。

■インターネットバンキングにおける不正アクセスおよび身に覚えがない振込について

最近、インターネットバンキングをご利用のお客さまにおいて、IDとパスワードを何らかの方法により窃取され、不正アクセス・ログインされたという事例が国内の金融機関で急増しております。この不正アクセス・ログインは沈黙化の兆しがなく、被害を最小限に食い止める観点から、特別監視を実施し、不正アクセスと判断した場合には、当該IDに対して取引停止措置を実施させていただきます。

また、これまでと同様、ウイルスによる情報流出を防止するために、セキュリティ対策ソフトの導入およびOS・ブラウザを最新の状態にする等の対策を実施のうえ、本サービスをご利用いただきますようお願いいたします。当金庫では、お客さまの大切な預金を不正取引被害から守るための対策として、インターネットバンキング専用のウイルス対策ソフト「Rapport（ラポート）」を無料で提供していますので、併せてご利用ください。

■インターネットバンキング専用のウイルス対策ソフト「Rapport（ラポート）」について

「Rapport（ラポート）」は、日本アイ・ビー・エム株式会社が提供する、インターネットバンキングを狙ったウイルス向けの対策ソフトです。パソコンのウイルス感染を原因とする、インターネットバンキングでの不正送金を防ぐため、「Rapport（ラポート）」のご利用をお勧めいたします。

1. インターネットバンキングを狙ったウイルスを検知・駆除します。
2. インターネットバンキングで使用する通信情報の改ざんを防止します。
3. インストールするだけで、自動的に機能します。また、市販のウイルス対策ソフトとの併用が出来ます。（ただし、一部の市販のソフトにおいて、インストールや利用する際に特別な操作が必要な場合もあります。）
4. 無料でご利用いただけます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の一環としてご協力のお願い

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。当金庫は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

こうした中、令和3年2月に、金融庁より金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が改正、公表されました。

これに基づき、お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、追加でのご確認などの対応をさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

信金中央金庫のご紹介



信金中央金庫 ～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。
1950年に設立され、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信金中金は、信用金庫の業務・経営のサポートを行っているほか、信用金庫から預け入れられた資金や金融債の発行により調達した資金を、有価証券投資や事業会社への貸出により運用しており、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

信用金庫と信金中央金庫は 信頼のパートナーです。

地域経済のパートナー 【信用金庫】

- 預金残高 約155兆円
- 巨大なネットワーク 全国254金庫、7,181店舗
- 役職員数 約10万人
- 多数の出資者 約909万人

(2021年3月末現在・速報値ベース)



信用金庫のセントラルバンク 【信金中金】

- 総資産(連結) 約43兆円
- 高い連結自己資本比率(国内基準) 25.60%
- 低い不良債権比率(連結)
(=リスク管理債権/貸出金) 0.27%

(2021年3月末現在)

信用金庫の業務にかかるサポート

- 信用金庫の地域金融・中小企業金融などのサポート
- 信用金庫業界のネットワークなどを活用した業務
- フィンテックの活用に向けた取組み
- 信用金庫の決済業務のサポート
- 信用金庫に対する情報提供活動

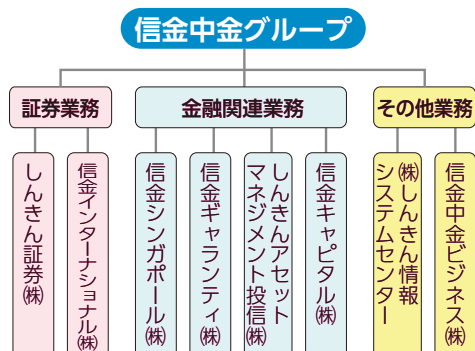
信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫に対する金融商品の提供
- 信用金庫の業務効率化・経費削減
- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上
- 信用金庫の市場関連業務のサポート
- 信用金庫の人材育成のサポート

信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れた資金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ



2021年3月末現在

邦銀トップクラスの格付

格付機関

長期格付

ムーディーズ (Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2021年5月末現在

資料編

もくじ

財務諸表	
貸借対照表	31
損益計算書	34
剰余金処分計算書	34
代表者の確認	34
会計監査人による監査	34
役員員の報酬体系の情報開示について	46
退職給付会計に関する開示について	46
営業の状況	
経営に関する指標	35
預金に関する指標	36
貸出金に関する指標	36
有価証券に関する指標	37
自己資本の充実の状況	
定性的な開示事項	
1. 自己資本調達手段の概要	39
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	39
3. 信用リスクに関する事項	39
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	39
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要	39
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	39
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	40
8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続きの概要	40
9. 金利リスクに関する事項	40
自己資本の構成に関する開示事項	
自己資本の構成に関する事項	41
定量的な開示事項	
1. 自己資本の充実度に関する事項	42
2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	43
3. 信用リスク削減手法に関する事項	44
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	44
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	45
6. 出資等エクスポージャーに関する事項	45
7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	45
8. 金利リスクに関する事項	45
金庫の概要	
店舗のご案内	47

開示項目一覧

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	15
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	15
(3) 事務所の名称及び所在地	47～48
2. 金庫の主要な事業内容	15
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5～6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
① 経常収益	35
② 経常利益又は経常損失	35
③ 当期純利益又は当期純損失	35
④ 出資総額及び出資総口数	35
⑤ 純資産額	35
⑥ 総資産額	35
⑦ 預金積金残高	35
⑧ 貸出金残高	35
⑨ 有価証券残高	35
⑩ 単体自己資本比率	35
⑪ 出資に対する配当金	35
⑫ 役員数	35
⑬ うち常勤役員数	35
⑭ 職員数	35
⑮ 会員数	35
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 経営に関する指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	35
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	35
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、及び資金利鞘	35
エ. 受取利息及び支払利息の増減	35
オ. 総資産経常利益率	35
カ. 総資産当期純利益率	35
キ. 業務純益及び実質業務純益並びにコア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	35
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他預金の平均残高	36
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他区分ごとの定期預金の残高	36
③ 貸出金に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	36
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	36
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	36
エ. 資金使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	36
オ. 預貸率の期末値及び期中平均値	36
カ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	36
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	37
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	37
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	38
エ. 預選率の期末値及び期中平均値	38
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	23
(2) 法令遵守の体制	25
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況、「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	24
(4) 金融ADR制度への対応	26
5. 金庫の直近2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	31～34
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	37
② 延滞債権に該当する貸出金	37
③ 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	37
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	37
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	
<定性的な開示事項>	
① 自己資本調達手段の概要	39
② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	39
③ 信用リスクに関する事項	
ア. リスク管理方針及び手続きの概要	39
イ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	39
④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	39
⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要	39
⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項	
ア. リスク管理方針及び手続きの概要	39～40
イ. 証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	40
ウ. 証券化取引に関する会計方針	40
エ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	40
⑦ オペレーショナル・リスクに関する事項	40
⑧ 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続きの概要	40
⑨ 金利リスクに関する事項	
ア. リスク管理方針及び手続きの概要	40
イ. 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	40
<自己資本の構成に関する開示事項>	
自己資本の構成に関する事項	41
<定量的な開示事項>	
① 自己資本の充実度に関する事項	42
② 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	43
③ 信用リスク削減手法に関する事項	44
④ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	44
⑤ 証券化エクスポージャーに関する事項	45
⑥ 出資等エクスポージャーに関する事項	45
⑦ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	45
⑧ 金利リスクに関する事項	45
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	38
② 金銭の信託	38
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）	38
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	36
(6) 貸出金償却の額	36
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	34
6. 報酬等に関する事項	
金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	46
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	34
退職給付会計に関する開示	46
金融再生法に基づく債権の開示	
金融再生法開示債権	37

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (R2.3.31現在)	令和2年度 (R3.3.31現在)
(資産の部)		
現金	3,566	4,522
預け金	40,278	50,272
買入金銭債権	2,848	4,599
金銭の信託	2,714	3,100
有価証券	88,443	92,989
国債	5,773	5,729
地方債	9,603	9,441
社債	24,140	23,446
株式	976	720
その他の証券	47,949	53,651
貸出金	104,070	99,356
割引手形	977	642
手形貸付	10,985	8,743
証書貸付	89,563	87,753
当座貸越	2,543	2,217
その他資産	1,475	1,484
未決済為替貸	25	24
信金中金出資金	1,098	1,098
前払費用	—	—
未収収益	252	277
その他の資産	99	85
有形固定資産	1,800	1,636
建物	728	763
土地	862	653
リース資産	16	16
建設仮勘定	12	—
その他の有形固定資産	180	202
無形固定資産	30	19
ソフトウェア	18	7
その他の無形固定資産	12	12
前払年金費用	144	158
繰延税金資産	392	—
債務保証見返	228	231
貸倒引当金	▲6,741	▲6,660
(うち個別貸倒引当金)	(▲1,777)	(▲1,656)
資産の部合計	239,252	251,711

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (R2.3.31現在)	令和2年度 (R3.3.31現在)
(負債の部)		
預金積金	226,945	232,777
当座預金	2,116	2,917
普通預金	82,266	92,238
貯蓄預金	2,734	2,891
通知預金	200	280
定期預金	127,827	123,409
定期積金	10,469	9,667
その他の預金	1,330	1,373
借入金	20	4,007
借入金	20	4,007
その他負債	418	315
未決済為替借	25	20
未払費用	167	86
給付補てん備金	6	5
未払法人税等	73	58
前受収益	92	78
払戻未済金	0	24
払戻未済持分	0	0
リース債務	16	16
資産除去債務	4	4
その他の負債	30	20
賞与引当金	78	77
退職給付引当金	152	149
役員退職慰労引当金	133	156
睡眠預金払戻損失引当金	8	7
偶発損失引当金	27	18
繰延税金負債	—	496
債務保証	228	231
負債の部合計	228,014	238,237
(純資産の部)		
出資金	817	793
普通出資金	717	693
優先出資金	100	—
その他の出資金	—	100
資本剰余金	100	100
資本準備金	100	100
利益剰余金	10,703	10,726
利益準備金	817	817
その他利益剰余金	9,886	9,908
特別積立金	9,496	9,496
(体質強化積立金)	(2,400)	(2,400)
(設備増強積立金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	390	412
処分未済持分	▲11	▲9
会員勘定合計	11,608	11,609
その他有価証券評価差額金	▲371	1,864
評価・換算差額等合計	▲371	1,864
純資産の部合計	11,237	13,473
負債及び純資産の部合計	239,252	251,711

貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による時価又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	20年～50年
その他	3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、目庫利用のソフトウェアについては、目庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。	
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した審査管理部等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は507百万円であります。	
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理しております。
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定率法により発生の際事業年度から損益処理しております。

(1) 総合設立型厚生年金基金	
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。	
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。	
①制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）	
年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	▲142,668百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月分）	0.2088%
③補足説明	
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円でありです。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度末の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金38百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。	
(2) 連合設立型確定給付企業年金基金	
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（連合設立型確定給付企業年金基金）に加入しており、当該年金制度の第1給付部分について、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。（当該年金制度は第1給付部分（共通給付部分）と第2給付部分（事業所給付部分）とで構成されております）	
なお、当該企業年金制度の第1給付部分の直近の積立状況及び第1給付部分の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。	
①第1給付部分の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）	
年金資産の額	65,959千円
年金財政計算上の数理債務額	65,904千円
差引額	55千円
②第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月分）	1.8861%
③補足説明	
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2,545千円でありです。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等定率償却であります。	
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	6,660百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、また新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化等影響が出ている債務者については、債務者区分の見直し等を行っております。
なお、個別貸出先の業績悪化や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- | | |
|---|----------|
| 15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 | 1,256百万円 |
| 16. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,069百万円 |
| 17. 貸出金のうち、破綻先債権額は391百万円、延滞債権額は3,500百万円であります。 | |

- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しない貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不计上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同条第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは未収利息不计上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- | | |
|---|---------|
| 18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10百万円であります。 | |
| なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金であります。 | |
| 19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,902百万円であります。 | |
| なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金であります。 | |
| 20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,805百万円であります。 | |
| なお、17.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 | |
| 21. 手形取引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は642百万円であります。 | |
| 22. 為替決済、地方公共団体の収納事務取扱いにかる担保等として、有価証券5,293百万円、定期預金4,000百万円を差し入れております。 | |
| 23. 出資10当りの純資産額 | 985円68銭 |
| 24. 金融商品の状況に関する事項 | |
| (1) 金融商品に対する取組方針 | |
| 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。 | |
| (2) 金融商品の内容及びそのリスク | |
| 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。 | |
| これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 | |
| 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。 | |
| (3) 金融商品に係るリスク管理体制 | |
| ①信用リスクの管理 | |
| 当金庫は、融資事務取扱規程・要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。 | |
| これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的にALM委員会及び常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。 | |
| 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 | |
| ②市場リスクの管理 | |
| (i) 金利リスクの管理 | |
| 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。 | |
| リスク管理・ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 | |
| 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期に1回ALM委員会等に報告しております。 | |
| (ii) 価格変動リスクの管理 | |
| 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督下、市場リスク管理要領に従い行われております。 | |
| このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 | |
| 資金運用部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。 | |
| これらの情報は資金運用部から、常勤役員会及び理事会に定期的に報告されております。 | |
| (iii) 市場リスクに係る定量的情報 | |
| 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金横金」及び、「借入金」であります。 | |
| 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた評価（または経済価値）の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。 | |
| 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。 | |
| なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00％上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価（または経済価値）は、6,826百万円減少するものと把握しております。 | |
| 当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 | |
| ③資金調達に係る流動性リスクの管理 | |
| 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。 | |
| (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | |
| 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | |
| なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。 | |
| 25. 金融商品の時価等に関する事項 | |
| 令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。 | |
| また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。 | |

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	50,272	50,318	46
(2) 買入金銭債権	4,599	4,599	—
(3) 金銭の信託	3,100	3,100	—
(4) 有価証券	92,370	92,393	23
満期保有目的の債券	14,927	14,950	23
その他有価証券	77,442	77,442	—
(5) 貸出金（※1）	99,356	—	—
貸倒引当金（※2）	▲6,660	—	—
貸出金（貸倒引当金控除後）	92,696	95,383	2,687
金融資産計	243,037	245,795	2,757
(1) 預金積金	232,777	232,845	67
(2) 借入金	4,007	4,007	0
金融負債計	236,784	236,852	67

（※1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から30.に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規レートで割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式（※1）	619
組合出資金（※2）	—
合 計	619

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	25,272	24,000	1,000	—
買入金銭債権（※1）	100	1,778	523	2,196
金銭の信託	1,010	2,089	—	0
有価証券	4,192	25,011	26,821	22,206
満期保有目的の債券	600	5,800	3,600	4,900
その他有価証券のうち満期があるもの	3,592	19,211	23,221	17,306
貸出金（※2）	21,436	33,935	19,933	20,241
合 計	52,010	86,813	48,277	44,643

（※1）買入金銭債権のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

（※2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	210,641	22,069	4	61
借入金	4,007	—	—	—
合 計	214,648	22,069	4	61

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

・売買目的有価証券 該当なし
・満期保有目的の債券

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	2,699	2,750	50
	短期社債	—	—	—
	社債	3,700	3,790	90
	その他	4,126	4,187	60
	小 計	10,527	10,728	201
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	300	294	▲5
	その他	4,100	3,927	▲172
	小 計	4,400	4,222	▲177
合 計		14,927	14,950	23

・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当なし

・その他有価証券

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	28,277	27,499	827
	国債	5,237	5,103	134
	地方債	6,444	6,184	260
	短期社債	—	—	—
	社債	16,594	16,161	432
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	27,906	25,601	2,304
	小 計	56,183	53,051	3,132
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	100	104	▲3
	債券	3,639	3,728	▲88
	国債	491	494	▲3
	地方債	296	299	▲2
	短期社債	—	—	—
	社債	2,851	2,933	▲82
合 計	その他	17,518	18,032	▲514
	小 計	21,259	21,864	▲605
		77,442	74,916	2,526

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当なし

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	268	3	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,031	122	—
合 計	1,299	126	—

29. 保有目的を変更した有価証券 該当なし

30. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比若く下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は186百万円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、減損率50%以上のすべての銘柄及び減損率30%以上50%未満のうち回復の可能性が低いと判断した銘柄を著しく下落したと判断しております。

31. 運用目的の金銭の信託 該当なし

32. 満期保有目的の金銭の信託 該当なし

33. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：百万円)				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
その他の金銭の信託	3,100	3,070	30	3,100

34. 当座貸越契約に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けるとを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、8,557百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが3,565百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、及びその他の相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度超過額	1,838百万円
その他有価証券評価差額金	172百万円
固定資産減損処理	95百万円
国債等債券有税償却	60百万円
その他	154百万円
小 計	2,321百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	▲1,891百万円
繰延税金資産合計	430百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	882百万円
前払年金費用	43百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	926百万円
繰延税金資産の純額	496百万円

36. 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

37. 追加情報

令和2年8月31日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却しております。優先出資の消却を受け、優先出資金100百万円をその他の出資金に振り替えて計上しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (H31.4.1～R2.3.31)	令和２年度 (R2.4.1～R3.3.31)
経常収益	2,473,403	3,739,123
資金運用収益	2,026,207	3,202,098
貸出金利息	955,991	1,825,617
預け金利息	25,926	40,025
有価証券利息配当金	1,014,344	1,278,681
その他の受入利息	29,943	57,774
役務取引等収益	155,660	225,351
受入為替手数料	67,144	93,504
その他の役務収益	88,516	131,847
その他業務収益	129,076	73,785
国債等債券売却益	114,820	59,004
国債等債券償還益	94	—
その他の業務収益	14,160	14,781
その他経常収益	162,459	237,887
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	1,633	16,341
株式等売却益	8,493	67,004
金銭の信託運用益	111,558	107,619
その他の経常収益	40,773	46,922
経常費用	2,203,547	3,131,205
資金調達費用	49,072	66,624
預金利息	46,451	62,973
給付補てん備金繰入額	2,554	3,623
借入金利息	66	27
役務取引等費用	114,141	148,789
支払為替手数料	21,231	27,534
その他の役務費用	92,910	121,254
その他業務費用	246,053	187,879
外国為替売買損	21	—
国債等債券売却損	15,865	—
国債等債券償還損	229,266	—
国債等債券償却	—	186,730
その他業務費用	899	1,149
経費	1,734,312	2,471,948
人件費	1,018,297	1,645,150
物件費	693,307	786,537
税金	22,708	40,259
その他経常費用	59,967	255,964
貸倒引当金繰入額	37,099	170,191
貸出金償却	145	16
株式等売却損	21,372	—
その他資産償却	8	49
その他の経常費用	1,343	85,706
経常利益	269,856	607,918
特別利益	—	10,802
固定資産処分益	—	10,802
その他の特別利益	—	—
特別損失	796	170,625
固定資産処分損	796	8,487
減損損失	—	153,282
その他の特別損失	—	8,856
税引前当期純利益	269,060	448,095
法人税、住民税及び事業税	118,000	161,000
法人税等調整額	44,950	37,365
法人税等合計	162,950	198,365
当期純利益	106,110	249,730
繰越金（当期首残高）	284,001	163,100
優先出資消却積立金取崩額	—	201,336
自己優先出資消却額（△）	—	201,336
当期末処分剰余金	390,111	412,831

損益計算書の注記

- 注１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 注２．当期において以下の資産について減損損失を計上しております。
- | | | | |
|-----|------|-------|-----------|
| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
| 赤穂市 | 店舗 | 事業用資産 | 153,282千円 |
- 赤穂支店は、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
- なお、当該損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値であり、使用価値は、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。
- 注３．出資１口当たり当期純利益金額17円74銭
- 注４．表示方法の変更
- 投資信託の解約・償還差損益を、これまでは差益は「有価証券利息配当金」、差損については投資信託の内容に着目し「国債等債券償還損」等で表示しておりましたが、合併に伴いその表示方法を見直し、全信協が示す指針を踏まえ、差損益ともに「有価証券利息配当金」で表示することとしました。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和元年度 (H31.4.1～R2.3.31)	令和２年度 (R2.4.1～R3.3.31)
当期末処分剰余金	390,111,726	412,831,424
前期繰越金	284,001,725	163,100,937
当期純利益	106,110,001	249,730,487
積立金取崩額	—	24,263,500
利益準備金限度超過取崩額	—	24,263,500
(合 計)	390,111,726	437,094,924
剰余金処分額	227,010,789	320,479,535
利益準備金	370,000	—
普通出資に対する配当金	(年3%) 21,303,803	(年3%) 20,479,535
優先出資に対する配当金	(年2%) 4,000,000	—
特別積立金	201,336,986	300,000,000
(体質強化積立金)	—	(300,000,000)
(うち優先出資消却積立金)	(201,336,986)	—
繰越金（当期末残高）	163,100,937	116,615,389

代表者の確認

令和２年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和３年６月23日
備前日生信用金庫

理事長

松本 洋一

会計監査人による監査

令和元年度及び令和２年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき、水都有限責任監査法人の監査を受けております。

営業の状況

経営に関する指標

(令和3年3月31日現在)

1. 直近5事業年度の主要な経営指標の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	(千円) 2,491,422	2,098,176	2,137,070	2,473,403	3,739,123
経常利益 (▲損失)	(千円) 563,803	501,589	326,631	269,856	607,918
当期純利益 (▲純損失)	(千円) 322,153	327,357	164,612	106,110	249,730
出資総額	(百万円) 267	267	267	817	793
出資総口数	(千口) 5,347	5,347	5,347	14,351	13,865
純資産額	(百万円) 7,853	8,286	8,762	11,214	13,473
総資産額	(百万円) 136,858	140,943	139,508	239,252	251,711
預金積金残高	(百万円) 126,685	128,980	128,953	226,945	232,777
貸出金残高	(百万円) 57,056	59,712	57,893	104,070	99,356
有価証券残高	(百万円) 66,555	66,094	61,357	88,443	92,989
単体自己資本比率	(%) 13.68	13.67	13.80	9.79	9.60
出資に対する配当金 (出資1口あたり)	(円) 1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役員数	(人) 12	10	11	18	17
うち常勤役員数	(人) 7	5	6	11	11
職員数	(人) 128	122	127	221	215
会員数	(人) 8,793	8,756	8,615	16,861	16,069

(注) 平成30年度以前の計数は旧備前信用金庫の数値を記載しております。

2. 業務粗利益・業務粗利益率 (単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	1,977,855	3,136,032
資金運用収益	2,026,207	3,202,098
資金調達費用	48,351	66,066
役務取引等収支	41,519	76,562
役務取引等収益	155,660	225,351
役務取引等費用	114,141	148,789
その他の業務収支	▲116,976	▲114,093
その他業務収益	129,076	73,785
その他業務費用	246,053	187,879
業務粗利益	1,902,397	3,098,501
業務粗利益率	1.27	1.27

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用 (令和元年度720千円、令和2年度557千円) を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

4. 利鞘 (単位：%)

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	1.35	1.31
資金調達原価率	1.23	1.09
総資金利鞘	0.12	0.22

(注) 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

5. 利益率 (単位：%)

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.17	0.24
総資産当期純利益率	0.06	0.10

(注) 総資産経常 (当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常 (当期純) 利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$

6. 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利回り (%)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	149,445	243,007	2,026,207	3,202,098	1.35	1.31
うち貸出金	62,569	101,864	955,991	1,825,617	1.52	1.79
うち預け金	22,248	44,785	25,926	40,025	0.11	0.08
うち買入金銭債権	1,418	3,999	11,132	25,952	0.78	0.64
うち有価証券	62,540	91,259	1,014,344	1,278,681	1.62	1.40
資金調達勘定	140,684	230,849	48,351	66,066	0.03	0.02
うち預金積金	142,731	231,872	49,005	66,596	0.03	0.02
うち借入金	47	1,763	66	27	0.14	0.00

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高はありません。資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高 (令和元年度2,095百万円、令和2年度2,787百万円) 及び利息 (令和元年度720千円、令和2年度557千円) をそれぞれ控除して表示しております。

7. 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	192,907	158,994	351,901	1,256,605	▲93,724	1,162,880
うち貸出金	71,328	12,191	83,519	600,394	269,230	869,625
うち預け金	7,837	▲3,626	4,211	26,263	▲12,164	14,099
うち買入金銭債権	7,406	▲820	6,586	20,254	▲5,434	14,819
うち有価証券	9,865	247,458	257,323	465,787	▲201,450	264,336
支払利息	2,836	▲6,622	▲3,786	31,227	▲13,674	17,552
うち預金積金	2,550	▲5,690	▲3,140	30,605	▲13,014	17,591
うち借入金	▲789	143	▲646	2,408	▲2,447	▲38

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分しております。

預金に関する指標

1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
流動性預金	55,214	94,979
うち有利息預金	53,742	92,457
定期性預金	87,144	136,295
うち固定金利定期預金	79,755	125,993
うち変動金利定期預金	49	45
その他	363	589
小計	142,722	231,864
非居住者円預金	9	8
譲渡性預金	—	—
合計	142,731	231,872

2. 定期預金残高 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
定期預金	127,827	123,409
固定金利定期預金	127,780	123,367
変動金利定期預金	46	41
その他	0	0

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金等に関する指標

1. 貸出金平均残高 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
手形貸付	4,036	9,647
証書貸付	56,096	89,163
当座貸越	1,801	2,309
割引手形	635	744
合計	62,569	101,864

3. 貸出金の担保別内訳 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	3,544	3,239
有価証券	3	2
動産	0	0
不動産	25,240	25,213
その他	—	—
小計	28,788	28,455
信用保証協会・信用保険	8,275	11,467
保証	19,891	18,197
信用	47,114	41,236
合計	104,070	99,356

5. 貸出金使途別残高 (単位：百万円、%)

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	42,279	40.62	41,021	41.28
運転資金	61,790	59.37	58,335	58.71
合計	104,070	100.00	99,356	100.00

2. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金	104,070	99,356
うち固定金利	58,355	60,007
うち変動金利	45,714	39,349

4. 債務保証見返の担保別内訳 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	29	22
不動産	53	44
その他	124	117
小計	206	184
信用保証協会・信用保険	1	0
保証	20	42
信用	—	4
合計	228	231

6. 預貸率 (単位：%)

		令和元年度	令和2年度
預貸率	期末	45.85	42.68
	期中平均	43.83	43.93

(注) 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

7. 貸出金業種別内訳 (単位：先、百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	196	7,581	7.28	181	7,413	7.46
農業、林業	10	126	0.12	9	111	0.11
漁業	22	88	0.08	19	91	0.09
鉱業、採石業、砂利採取業	2	11	0.01	2	127	0.12
建設業	221	6,857	6.58	192	6,378	6.41
電気・ガス・熱供給・水道業	13	127	0.12	13	179	0.18
情報通信業	2	7	0.00	2	9	0.00
運輸業、郵便業	135	31,808	30.56	122	32,319	32.52
卸売業、小売業	171	4,645	4.46	153	3,542	3.56
金融業、保険業	19	20,157	19.36	19	17,610	17.72
不動産業	58	5,354	5.14	57	5,325	5.35
物品賃貸業	4	69	0.06	3	99	0.09
学術研究、専門・技術サービス業	5	40	0.03	7	42	0.04
宿泊業	17	1,337	1.28	19	1,376	1.38
飲食業	49	696	0.66	49	803	0.80
生活関連サービス業、娯楽業	40	681	0.65	45	844	0.84
教育、学習支援業	2	288	0.27	2	244	0.24
医療、福祉	27	1,419	1.36	25	1,260	1.26
その他のサービス	116	2,371	2.27	106	2,823	2.84
小計	1,109	83,671	80.39	1,025	80,603	81.12
地方公共団体	7	3,981	3.82	7	3,226	3.24
個人（住宅・消費・納税資金等）	5,341	16,416	15.77	4,660	15,527	15.62
合計	6,457	104,070	100.00	5,692	99,356	100.00

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	4,090	4,964	—	4,090	4,964
	令和2年度	4,964	5,004	211	4,752	5,004
個別貸倒引当金	令和元年度	2,616	1,777	2	2,614	1,777
	令和2年度	1,777	1,656	39	1,737	1,656
合計	令和元年度	6,707	6,741	2	6,704	6,741
	令和2年度	6,741	6,660	250	6,490	6,660

9. 貸出金償却の額 (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	145	16

10. リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C) / A
破綻先債権	令和元年度	463	102	360	100.00
	令和2年度	391	53	337	100.00
延滞債権	令和元年度	3,661	2,021	1,394	93.30
	令和2年度	3,500	1,920	1,309	92.26
3ヵ月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	10	6	0	58.55
貸出条件緩和債権	令和元年度	3,706	2,317	65	64.30
	令和2年度	2,902	1,742	104	63.65
合 計	令和元年度	7,831	4,442	1,821	79.97
	令和2年度	6,805	3,722	1,752	80.45

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
 2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
 8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

11. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A - C)
金融再生法上の不良債権	令和元年度	7,878	6,305	4,462	1,842	80.35	53.95
	令和2年度	6,824	5,483	3,722	1,761	80.35	56.76
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,474	1,474	456	1,018	100.00	100.00
	令和2年度	1,309	1,309	350	958	100.00	100.00
	危険債権	2,697	2,447	1,688	758	90.72	75.19
	令和2年度	2,602	2,320	1,623	697	89.17	71.23
要管理債権	令和元年度	3,706	2,383	2,317	65	64.30	4.72
	令和2年度	2,913	1,853	1,748	104	63.63	9.00
正常債権	令和元年度	96,540					
	令和2年度	92,829					
合 計	令和元年度	104,419					
	令和2年度	99,653					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

有価証券に関する指標

1. 商品有価証券の種類別の平均残高 該当ありません。

2. 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和元年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	508	2,778	1,029	—	1,458	—	5,773
地方債	142	1,187	3,136	1,874	947	2,315	—	9,603
社債	3,074	3,067	3,778	3,392	2,358	8,469	—	24,140
株式	—	—	—	—	—	—	976	976
外国証券	1,795	1,904	2,205	2,433	5,980	6,828	—	21,148
その他の証券	1,773	640	798	5,516	6,023	1,583	10,465	26,801
合 計	6,786	7,307	12,697	14,245	15,309	20,654	11,441	88,443
令和2年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	502	2,041	1,736	—	—	1,448	—	5,729
地方債	1,043	1,290	3,710	801	532	2,062	—	9,441
社債	1,257	4,108	3,881	2,246	2,594	9,358	—	23,446
株式	—	—	—	—	—	—	720	720
外国証券	1,401	1,915	2,731	2,908	8,900	7,550	—	25,408
その他の証券	—	1,027	2,854	2,890	6,139	2,057	13,274	28,243
合 計	4,204	10,383	14,915	8,845	18,168	22,477	13,994	92,989

3. 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
国 債	5,753	5,596
地方債	4,669	9,250
社 債	14,808	23,342
株 式	684	986
外国証券	16,267	24,894
その他の証券	20,357	27,189
合 計	62,540	91,259

4. 預証率

(単位：%)

		令和元年度	令和2年度
預証率	期末	38.97	39.94
	期中平均	43.81	39.35

$$(注) \text{ 預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

5. 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

①売買目的有価証券 該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	2,699	2,762	63	2,699	2,750	50
	社 債	2,900	2,975	74	3,700	3,790	90
	その他	1,813	1,853	39	4,126	4,187	60
	小 計	7,413	7,590	177	10,527	10,728	201
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,400	1,381	▲18	300	294	▲5
	その他	6,720	6,149	▲571	4,100	3,927	▲172
	小 計	8,120	7,530	▲590	4,400	4,222	▲177
合 計		15,534	15,121	▲412	14,927	14,950	23

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

③子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ありません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	27,021	26,160	860	28,277	27,449	827
	国 債	5,280	5,101	178	5,237	5,103	134
	地方債	6,606	6,320	286	6,444	6,184	260
	社 債	15,133	14,738	394	16,594	16,161	432
	そ の 他	17,188	16,401	786	27,906	25,601	2,304
	小 計	44,209	42,562	1,647	56,183	53,051	3,132
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	91	99	▲8	100	104	▲3
	債 券	5,495	5,623	▲127	3,639	3,728	▲88
	国 債	493	494	▲0	491	494	▲3
	地方債	296	299	▲3	296	299	▲2
	社 債	4,706	4,829	▲123	2,851	2,933	▲82
	そ の 他	21,463	23,576	▲2,113	17,518	18,032	▲514
	小 計	27,051	29,300	▲2,249	21,259	21,864	▲605
合 計		71,260	71,862	▲601	77,442	74,916	2,526

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

⑤時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	884	619
組合出資金	763	—
合 計	1,648	619

6. 金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
	—	—

(注) 貸借対象表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

②満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

令和元年度					令和2年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
2,714	2,670	44	1,544	1,169	3,100	3,070	30	3,100	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

7. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等） 該当ありません。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金と過去の利益から積み立てた内部留保等で構成されております。自己資本の充実、安全性・健全性を維持するための重要な経営課題の1つと考えております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度の評価につきましては、自己資本比率により評価しております。

当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分に保っております。また、各エクスポージャーは特定分野に集中することなく、リスク分散も図られていると評価しております。

自己資本の充実策につきましては、引き続き経営計画の推進を通じた利益により、自己資本の積み上げを図っていく方針です。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出等の資産の価値が減少もしくは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最も重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理要領」等を制定し管理しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定の実施に努めております。更に、「融資統合システム」を使用し定期的に信用リスクの計量化を行っております。

信用リスク管理の状況については、ALM委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会等の経営陣へ報告する態勢を整備しております。

また、貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング(S&P)の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは、外国証券以外では、国内格付機関であるR&I、JCRの格付を優先して使用しております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の観点から倒産や財務状況の

悪化などにより受ける損失(信用リスク)の軽減を目的に、取引先によっては担保や保証による保全措置を講じております。また、必要に応じて不動産等担保や信用保証協会等保証による保全措置を講じております。

ただし、これはあくまでも補完的措置であり、財務内容、キャッシュフローの見通し、資金使途、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から検討を行い、保全措置の必要の有無を判断しております。

与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客さまに対し十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。

担保や保証の手続きについては、当金庫の定める「融資事務取扱規程」並びに「不動産担保事務取扱要領」等に則り、適切な事務の取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「信用金庫取引約定書」、「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおいて、当金庫が使用する削減手法は次のとおりです。

- 適格金融資産担保として、自金庫定期性預金(定期預金・定期積金)、国債等
- 保証として、国・地方公共団体・政府関係機関・金融機関・格付がA-以上の法人等が保証している債権については、当該保証人のリスク・ウェイトを適用。
- 要件を満たす相殺契約下にあるその他未担保自金庫定期性預金(定期預金・定期積金)

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

当金庫では、市場運用の一環として、派生商品取引を内包した債券等を購入しております。

派生商品取引を内包している債券等の取引におきましては、そのリスクが基本的に受取利息に限定されること、購入時に取引先の信用力の高いものに限定していることなどの理由から、債券等自体のリスク管理以外については特段の管理は行っておりません。また、長期決済期間取引については、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する売掛金など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫はオリジネーターとしての証券化エクスポージャーを保有しておりませんが、投資家として

の証券化エクスポージャーは保有しております。

また、証券化商品への投資は、資産運用及び管理に関する要領の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が採用する有価証券会計処理基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しております。

なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使分けは行っておりませんが、国内格付機関であるR&I、JCRの格付を優先して使用しております。

- ① 株格付投資情報センター (R&I)
- ② 株日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング (S&P)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることにより損失を被るリスクをいい、当金庫は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等を総称してオペレーショナル・リスクと定義しています。

当金庫はオペレーショナル・リスク管理の重要性を認識し、各リスク管理要領等に基づき、総合的な管理の状況に関する情報を的確に分析・評価し、その結果を踏まえ態勢上の問題点等改善すべき点の有無及びその内容を検討し、リスクの顕現化の未然防止と極小化に努めております。

また、これらのリスクに関しては、ALM委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は基礎的手法を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続きの概要

出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、投資信託、不動産投資信託、その他の出資金が該当します。

そのうち、上場株式、投資信託、不動産投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価の計測によって把握する

とともに、運用状況に応じて常勤役員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用及び管理に関する要領」や資金運用計画に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、金利ショックに対する経済的価値の減少額(ΔEVE)の計測や、金利ショックに対する金利収益の減少額(ΔNII)の計測等を定期的に行い、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

一定の金利ショックに対する経済的価値の減少額(ΔEVE)は以下の定義に基づいて算定しております。

① 流動性(要求払)預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される流動性(要求払)預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金(※)と定義しており、流動性(要求払)全体の満期についても、コア預金と同様の取引としたうえで金利リスクを算定しております。

② 複数の通貨の集計方法については、保守的に通貨毎に算出したΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを単純合算し計測を行っております。

③ スプレッドに関しては、割引金利やキャッシュフローに含めずに計測を行っております。

※ コア預金…対象：流動性預金、算定方法：(i) 過去5年間の最低残高、(ii) 過去5年間の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、(iii) 現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限、満期：5年以内(平均2.5年)

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和２年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,583	11,589
うち、出資金及び資本剰余金の額	917	893
うち、利益剰余金の額	10,703	10,726
うち、外部流出予定額 (▲)	25	20
うち、上記以外に該当するものの額	▲11	▲9
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,691	1,644
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,691	1,644
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,274	13,234
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	30	19
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	30	19
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	144	158
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	174	178
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	13,100	13,055
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	130,278	131,584
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,496	4,391
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	133,775	135,975
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.79%	9.60%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	130,278	5,211	131,584	5,263
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	127,219	5,088	127,869	5,114
外国の中央政府及び中央銀行向け	355	14	826	33
外国の中央政府等以外の公共部門向け	238	9	300	12
国際開発銀行向け	79	3	39	1
地方公共団体金融機構向け	128	5	113	4
我が国の政府関係機関向け	55	2	40	1
地方三公社向け	202	8	202	8
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,560	1,102	26,955	1,078
法人等向け	62,233	2,489	62,395	2,495
中小企業等向け及び個人向け	11,482	459	10,408	416
抵当権付住宅ローン	790	31	719	28
不動産取得等事業向け	1,256	50	2,390	95
3ヵ月以上延滞等	415	16	542	21
取立未済手形	5	0	4	0
信用保証協会等による保証付	378	15	694	27
出資等	11,838	473	12,123	484
出資等のエクスポージャー	11,838	473	12,123	484
上記以外	10,199	407	10,110	404
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,098	43	1,098	43
上記以外のエクスポージャー	9,101	364	9,012	360
②証券化エクスポージャー	2,566	102	3,219	128
証券化 非STC要件適用分	2,566	102	3,219	128
③-1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	492	19	495	19
ルック・スルー方式	492	19	495	19
④CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑤中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
⑥その他	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,496	139	4,391	175
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	133,775	5,351	135,975	5,439

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上 延滞エクス ポージャー	
				貸出金、コミットメン ト及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引		債券		デリバティブ 取引			
		令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
国	内	210,376	218,815	104,407	99,634	39,517	37,877	163	150	1,498	1,381
国	外	33,601	38,353	—	—	21,148	25,407	—	—	—	—
地 域	別 合 計	243,978	257,168	104,407	99,634	60,665	63,284	163	150	1,498	1,381
製 造	業	11,244	13,856	7,775	7,573	3,203	6,282	—	—	158	148
農 業、	林 業	133	116	133	116	—	—	—	—	56	56
漁	業	170	157	170	157	—	—	—	—	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業		11	327	11	127	—	200	—	—	—	—
建 設	業	7,455	6,717	7,255	6,717	200	—	—	—	114	112
電気・ガス・熱供給・水道業		6,073	7,373	177	225	5,896	5,995	—	—	0	0
情 報 通 信 業		4,614	3,211	7	9	1,659	2,506	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		33,828	35,322	31,907	32,412	1,921	2,910	—	—	18	16
卸 売 業、小 売 業		6,159	7,264	4,830	3,660	1,329	3,603	—	—	169	104
金 融 業、保 険 業		83,498	89,632	20,208	17,651	20,490	18,605	—	—	—	—
不 動 産 業		18,724	22,968	5,697	5,643	3,103	3,398	—	—	466	462
物 品 賃 貸 業		69	103	69	99	—	—	—	—	0	0
学術研究、専門・技術サービス業		43	44	43	44	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		1,345	1,382	1,345	1,382	—	—	—	—	112	111
飲 食 業		789	1,179	789	879	—	300	—	—	149	117
生活関連サービス業、娯楽業		839	1,491	839	991	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		292	247	292	247	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		1,510	1,343	1,510	1,343	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		2,577	3,103	2,577	3,003	—	100	—	—	118	115
国・地 方 公 共 団 体 等		20,270	28,380	3,982	3,226	16,288	19,381	—	—	—	—
個	人	14,782	14,121	14,782	14,121	—	—	—	—	129	132
そ	の 他	29,541	18,824	—	—	6,571	—	163	150	—	—
業 種 別 合 計		243,978	257,168	104,407	99,634	60,665	63,284	163	150	1,498	1,381
1 年 以 下		55,476	31,734	18,328	16,441	5,013	4,192	163	150		
1 年 超 3 年 以 下		19,162	48,319	9,754	11,335	6,667	9,227	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		30,996	28,864	17,989	13,037	11,898	11,915	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		26,484	18,204	11,350	8,918	8,729	5,865	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		29,255	34,872	9,611	15,825	9,286	11,950	—	—		
10 年 超		58,863	58,280	36,994	33,817	19,071	20,133	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の		23,739	36,891	379	258	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		243,978	257,168	104,407	99,634	60,665	63,284	163	150		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業務区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、不動産投資信託、買入金銭債権等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. デリバティブ取引のエクスポージャーは、投資信託で間接的に保有するものを記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	4,090	4,964	—	4,090	4,964
	令和2年度	4,964	5,004	211	4,752	5,004
個別貸倒引当金	令和元年度	2,616	1,777	2	2,614	1,777
	令和2年度	1,777	1,656	39	1,737	1,656
合 計	令和元年度	6,707	6,741	2	6,704	6,741
	令和2年度	6,741	6,660	250	6,490	6,660

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

			個別貸倒引当金										貸出金償却	
			期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
							目的使用		その他					
令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度			
製 造 業	127	127	127	127	—	—	127	127	127	127	0	—		
農 業 、 林 業	57	56	56	55	—	—	57	56	56	55	—	—		
漁 業	0	1	1	0	—	—	0	1	1	0	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建 設 業	1,482	645	645	557	0	6	1,482	638	645	557	—	—		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運 輸 業 、 郵 便 業	7	6	6	4	—	1	7	5	6	4	—	—		
卸 売 業 、 小 売 業	93	88	88	49	1	23	92	64	88	49	—	—		
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不 動 産 業	511	520	520	504	—	—	511	520	520	504	—	—		
物 品 賃 貸 業	2	2	2	50	—	—	2	2	2	50	0	—		
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
宿 泊 業	84	84	84	85	—	—	84	84	84	85	—	—		
飲 食 業	42	42	42	22	—	1	42	40	42	22	0	—		
生活関連サービス業、娯楽業	1	2	2	1	—	—	1	2	2	1	—	—		
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医 療 、 福 祉 社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
そ の 他 の サ ー ビ ス	108	107	107	105	—	3	108	104	107	105	—	0		
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個 人	97	93	93	90	1	3	96	90	93	90	0	—		
合 計	2,616	1,777	1,777	1,656	2	39	2,614	1,737	1,777	1,656	0	—		

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	3,505	35,358	3,504	37,524
10%	1,327	5,423	1,411	8,525
20%	19,336	50,073	16,815	58,823
35%	—	2,285	—	2,083
50%	28,046	1,900	30,551	1,518
75%	—	13,589	—	12,269
100%	13,368	66,113	14,002	66,594
150%	—	217	—	335
250%	1,000	2,203	1,000	2,199
1,250%	—	—	—	—
その他	—	229	—	9
合 計	243,978		257,168	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,885	3,461	5,476	4,823	—	—

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	897	794

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
①派生商品取引合計	897	794	897	794
Ⅰ 外国為替関連取引	241	289	241	289
Ⅱ 金利関連取引	98	118	98	118
Ⅲ 株式関連取引	558	386	558	386
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	897	794	897	794

- (注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。
2. 保有する投資信託の裏付け資産のうち「派生商品取引」に該当する資産を含んでおります。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

【オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）】該当ありません
【投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）】

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	2,848	—	3,967	77
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	214	—	585	—
(iii) 自動車ローン	99	—	100	—
(iv) その他	2,533	—	3,281	77

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0％～15％未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15％～50％未満	517	—	886	77	4	—	7	0
50％～100％未満	627	—	1,000	—	5	—	20	—
100％～250％未満	1,703	—	2,079	—	13	—	83	—
合 計	2,848	—	3,967	77	22	—	110	0

(注) 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4％
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

(3) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 該当ありません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	4,369	4,369	2,357	2,357
非 上 場 株 式 等	2,746	2,746	2,725	2,725
合 計	7,115	7,115	5,083	5,083

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う
損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
売 却 益	—	67
売 却 損	▲13	—
償 却	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で
認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	▲292	379

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	18,960	17,165
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ハ	
項番		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,826	6,015	246	158
2	下方パラレルシフト	—	—	107	3
3	スティープ化	4,843	4,598		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	820	200		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	6,826	6,015	246	158
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	13,055		13,100	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項（39、40ページ）」の項目に記載しております。

役職員の報酬体系の情報開示について

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、事項を内規で定めております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	131

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」121百万円、「賞与」10百万円となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計に関する開示について

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付企業年金制度を採用しております。
また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分		金 額	
		令和元年度	令和2年度
退職給付債務	(A)	1,585,189	1,319,100
年金資産	(B)	1,334,990	1,430,850
前払年金費用	(C)	144,355	▲158,929
未認識過去勤務費用	(D)	▲1,031	38,640
未認識数理計算上の差異	(E)	▲45,996	▲140,526
その他(会計基準変更時差異の未処理額)	(F)	—	—
退職給付引当金	(A - B - C - D - E - F)	152,872	149,066

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分		金 額	
		令和元年度	令和2年度
勤務費用	(A)	35,636	64,040
利息費用	(B)	495	3,349
期待運用収益	(C)	▲6,474	▲13,348
過去勤務費用の費用処理額	(D)	▲343	6,210
数理計算上の差異の費用処理額	(E)	▲12,706	▲13,530
会計基準変更時差異の費用処理額	(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	(G)	—	—
退職給付費用	(A + B + C + D + E + F + G)	16,605	46,721

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分		摘 要	
		令和元年度	令和2年度
(1) 割引率		0.17%	0.25%
(2) 長期期待運用収益率		1.00%	1.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法		期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数		7年	
(5) 数理計算上の差異の処理年数		7年	

店舗のご案内

① 佐伯支店	住所	〒709-0511 和気郡和気町矢田296-7
 高山支店長	TEL	0869-88-1121
	ATM	平日 8:45～17:30

⑪ 片上支店	住所	〒705-0021 備前市西片上15-1
 坪井支店長	TEL	0869-64-4125
	ATM	平日 8:45～19:00

② 和気支店	住所	〒709-0442 和気郡和気町福富616-14
 小坂支店長	TEL	0869-93-1168
	ATM	平日 8:45～17:30

③ 桜が丘支店	住所	〒709-0802 赤磐市桜が丘西1-11-6
 戸川支店長	TEL	086-955-6111
	ATM	平日 8:45～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00

④ 赤磐支店	住所	〒709-0812 赤磐市沼田890-9
 野田支店長	TEL	086-955-2111
	ATM	平日 8:45～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00

⑤ 平島支店	住所	〒709-0631 岡山市東区東平島146-6
 森下支店長	TEL	086-297-3200
	ATM	平日 8:45～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00

⑥ 上道駅前支店	住所	〒709-0625 岡山市東区上道北方665-1
 武元支店長	TEL	086-278-2551
	ATM	平日 8:45～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00

⑦ 長船支店	住所	〒701-4264 瀬戸内市長船町土師113-1
 祇園支店長	TEL	0869-26-4421
	ATM	平日 8:45～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00

⑧ 邑久支店	住所	〒701-4221 瀬戸内市邑久町尾張622-1
 淵本支店長	TEL	0869-22-1125
	ATM	平日 8:45～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00

店外ATM

	店舗名	ATM稼働時間		店舗名	ATM稼働時間
備前市	A マックスバリュ備前店	平日 10:00～20:00 土・日・祝日 10:00～19:00	備前市	C 寒河出張所	平日 10:00～19:00 土・日・祝日 10:00～17:00
	B ナンバ備前店	平日 10:00～19:00 土・日・祝日 10:00～17:00		D 頭島出張所	平日 10:00～17:00

12 吉永支店   石井支店長	住所	〒709-0224 備前市吉永町吉永中904-4
	TEL	0869-84-3151
	ATM	平日 8:45~19:00
		土・日・祝日 9:00~17:00

■営業地区：岡山県全域、
兵庫県赤穂市、相生市、赤穂郡上郡町

13 三石支店   山田支店長	住所	〒705-0132 備前市三石310
	TEL	0869-62-0112
	ATM	平日 8:45~19:00
		土・日・祝日 9:00~17:00

14 伊里支店   奥西支店長	住所	〒705-0033 備前市穂浪2852
	TEL	0869-67-0226
	ATM	平日 8:45~19:00
		土・日・祝日 9:00~17:00

17 赤穂支店   中田支店長	住所	〒678-0233 赤穂市加里屋中洲4-32-4
	TEL	0791-45-1501
	ATM	平日 8:45~19:00
		土・日・祝日 9:00~17:00

15 日生営業部   有吉営業部長	住所	〒701-3204 備前市日生町日生888-5
	TEL	0869-72-1151
	ATM	平日 8:45~20:00
		土・日・祝日 9:00~17:00

16 本店営業部   松井営業部長	住所	〒705-8603 備前市伊部1660-7
	TEL	0869-64-4112
	ATM	平日 8:45~19:00
		土・日・祝日 9:00~17:00

9 牛窓支店   安部支店長	住所	〒701-4302 瀬戸内市牛窓町牛窓6396-7
	TEL	0869-34-3401
	ATM	平日 8:45~19:00
		土・日・祝日 9:00~17:00

10 虫明支店   淵本支店長	住所	〒701-4501 瀬戸内市邑久町虫明4340-2
	TEL	0869-25-0311
	ATM	平日 8:45~17:30

	店舗名	ATM稼働時間
和気町	E 和気サンモール	平日 10:00~20:00 土・日・祝日 10:00~19:00
赤磐市	F ゆめタウン山陽	平日 9:00~20:00 土・日・祝日 9:00~19:00

	店舗名	ATM稼働時間
赤穂市	G 塩屋出張所	平日 10:00~19:00 土・日・祝日 10:00~17:00



手を取りあって未来へ

備前日生信用金庫

<電話番号>

TEL:0869-64-4111(代)

〒705-8603 岡山県備前市伊部 1660-7

<備前日生信用金庫ホームページ>

備前日生しんさん

検 索

<https://www.shinkin.co.jp/bizenhinase/>

QRコードから
アクセス



備前日生信用金庫 登録金融機関 中国財務局長(登金)第40号 金融機関コード:1743



本文には、弱視や老眼の方にも配慮して、可読性を高めるために開発された「モリサワUDフォント」を使用して印刷しています。



環境にやさしい「植物油インキ」を使用し、有害物質であるVOC(揮発性有機化合物)の発生をおさえています。